

## 行政常任委員会

令和 4 年 3 月 3 1 日（木）

午前 1 0 時 5 2 分開 会

○南委員長　それでは、ただいまより行政常任委員会を開催いたします。

まず、市長から御挨拶をいただきます。

○加藤市長　おはようございます。

委員の皆様には行政常任委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。  
ます。

さて、本委員会に付託されています議案につきましては、議案第 3 0 号、尾鷲市市税条例等の一部改正についてから議案第 3 6 号、令和 4 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 1 号）の議決についてまでの 7 議案でございます。

付託議案の詳細につきましては、担当課より説明いたさせますので、よろしく御審査いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○南委員長　それでは、当委員会に付託されました 7 議案の審査に入りたいと思います。

まず、傍聴の申入れが 3 名ほどあるんですけれども、特に執行部のほうはかなりの密ですので、できる限り、3 名以上の傍聴は難しいと考えておりますので、3 名まででよろしいですか。傍聴、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　3 名までね、局長。

それでは、再開をいたします。

それでは、各議案に基づいた担当課より説明をお願いします。

まず最初に、税務課に関連する議案 3 0 号と議案 3 1 号の説明からお願いいたします。

○仲税務課長　税務課です。よろしくお願いたします。

それでは、条例改正について説明させていただきます。

議案第 3 0 号及び第 3 1 号の条例改正につきましては、主に国の税制改正に伴うもので、それぞれ関連しております部分もございしますので、一括して説明させていただきます。

改正点の概要につきましては、条文での説明では非常に煩雑となりますので、例

に倣い委員会資料を用いて説明させていただきたいと思えます。

委員会資料の1ページを御覧ください。

1、議案番号及び2、改正条例の題名につきましては記載のとおりであります。

3、目的、理由につきましては、令和4年度税制改正に係る地方税法等の上位法令の一部改正などに伴い、所要の改正を行うものであります。

4、主な改正点の概要を御覧ください。

まず、この表につきましては、今回の改正点の要点を取りまとめた表で、関係する条例ごとに整理したものであります。具体的に、1ページ、2ページが尾鷲市市税条例、3ページが都市計画税条例ということになります。

改正項目といたしましては、まず、御覧いただきますとおりです。制度の更新や新規のものや税収の増減など影響のあるものを抜粋して御説明させていただきたいと思えます。

まず、資料1ページ、整理番号1、固定資産税に係る登記所からの通知事項の拡大についてであります。

これは、民法等の一部を改正する法律により不動産登記法が改正され、登記簿に記載される、登記される事項が新たに追加されることなどに伴う改正であります。追加される項目といたしましては、御覧のとおり、登記名義人の死亡の符号の表示をはじめ、DV被害者等の住所に代わる事項の記載などであります。

なお、今回の改正によって、固定資産課税台帳に記載されている事項について証明書を交付する際、DV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合は、当該住所に代わる事項を記載することとするものであります。

続きまして、委員会資料の2ページのほうに参りたいと思えます。

表の左側の整理番号3、住宅借入金等特別税額控除の延長・見直し欄を御覧ください。

これは、住宅借入金等特別税額控除の特例対象が、令和3年度中までに入居した者から令和7年度中までに入居した者となり、適用期間が4年間延長いたします。あわせて、新型コロナウイルス感染症などに係る住宅借入金等特別税額控除の特例期間の終了に伴う改正を行います。

施行日は令和5年1月1日で、個人市民税への影響としましては、該当者数が少なく、若干の税収減が見込まれますが、この措置による税収減額は、減収額は地方特例交付金により全額補填される見込みとなっております。

次に、同じく表左側の整理番号4、わがまち特例の新設欄を御覧ください。

わがまち特例とは、個々の自治体が法の定める範囲内で固定資産税の課税標準の特例割合を条例で定める制度でございます。

今回の改正では、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準額を4分の3に減額する特例措置を設けるものであります。

貯留機能保全区域とは、昨年、特定都市河川浸水被害対策法が改正され、河川の氾濫に伴い浸入した水または雨水を一時的に貯留する機能を有する土地として都道府県知事等が指定するものであります。ちなみに、対象となる貯留機能保全区域については、現在本市においては指定がなく、今のところ、税収等への影響がない見込みでありますけれども、将来、災害予防の観点から急遽指定があった場合に備え、あらかじめ条例化するものであります。

なお、飛んで申し訳ありませんが、次ページの資料3ページに記載の都市計画税においても同様の改正ということになります。

次に、2ページにお戻りいただきまして、整理番号の6を御覧ください。

土地に係る固定資産税の負担調整措置についてであります。

従前より実施されております宅地等に係る固定資産税の負担調整措置については、昨年度の税制改正時において、コロナ禍における経済悪化における納税者の負担増に配慮した形での地価上昇により税額が増加した場合の課税標準額の据置きについて御説明したところですが、今回の改正では、景気回復に万全を期すという目的で、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を現行の5%から2.5%とするものです。

固定資産税、都市計画税への影響といたしましては、本市においては該当する土地がほとんどございませんので、影響は少ないと見込んでおります。

なお、この改正につきましても、資料次ページの3ページに記載の都市計画税において同様の改正がなされます。

以上、議案第30号及び第31号の条例改正に係る説明は以上であります。よろしく御審議いただきたいと思います。

○南委員長　　ありがとうございます。

議案30号、31号の条例改正の説明は以上でございます。

御質疑のある方は御発言をお願いいたします。

今回の改正の説明ですと、該当される方が少ないという説明ですので、税収的にはほぼ変わらないということで判断してよろしいですね。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　そうしたら、議案第30号と31号の審査は終了いたしたいと思いますが、もう一件、報告事項があるそうでございますので、よろしく願いいたします。

○仲税務課長　　この場をお借りしまして、1件御報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少した被保険者等に対する令和4年度の国民健康保険税並びに後期高齢者医療保険料につきましては、引き続き、厚生労働省より令和4年度における減免措置に対して特別調整交付金による財政支援の対象となる旨の通知がございましたことから、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期が到来する保険税並びに保険料に関しまして、引き続き減免申請の対象とする措置の延長を実施したいと考えております。

なお、減免要件あるいは減免額算定基準などに関しましては、令和2年第2回定例会、令和3年第3回臨時会においてお示ししたものと変更はございません。

今回も昨年同様、ホームページ、広報紙等で周知してまいりたいと考えております。

以上、報告とさせていただきます。

○南委員長　　ありがとうございます。

それでは、税務課の審査は終了させていただきます。ありがとうございます。

続きまして、教育委員会のほう、よろしいですか。

それでは、議案第32号、尾鷲市立幼稚園条例の一部改正についての説明をお願いいたします。

○森下教育総務課長　　教育総務課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第32号、尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について御説明いたします。

新旧対照表の21ページを御覧ください。通知いたします。

今回の改正は、尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例が改正されたことに伴い、第5条の見出しと同条中の保育料を利用者負担額に改め、新旧対照表の改正後のおり、利用者負担額、第5条、幼稚園の利用者負担額は、尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例に定めるところにより、納付しなければならないと改めるものでございます。

以上が議案第32号、尾鷲市立幼稚園条例の一部改正についての説明でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

先ほど議場で質疑でもございましたけれども、幼稚園条例の一部改正について、御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

○内山副委員長 先ほども質疑させてもらいましたけれども、この条例に関しては別に反対するという意見じゃないんですよ。

令和元年10月1日より、幼稚園の父兄の方々と利用者負担額についての契約をされているんじゃないんですかということをもまず1点お聞きしてもよろしいですか。

○森下教育総務課長 条例の改正につきまして、ちょっと説明させていただきます。

以前の幼稚園条例におきましては、幼稚園の保育料の徴収条例に基づき保育料を徴収しておりました。それが平成27年に尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例というものが制定されたことに伴いまして、幼稚園条例のほうもそのように改正しております。

今回、保育料に関する条例というものが改正されたことに伴いまして、保育料という文言を利用者負担額に改めるような整理をするというような形で今回改正させていただいているということです。

○内山副委員長 よく分かる。だけど、27年度に確かにこの条例になりましたよね。それから令和元年から新制度になった時点で、保育料じゃなくて利用者負担額になったんでしょうという話を私は確認させていただきたいんですけれども。

3歳児以上の無償化によって保育料が利用者負担額になったと私は理解しているんですけれども、そこら辺のところを教育委員会のほうはどう考えていらっしゃるんですか。

○森下教育総務課長 令和元年度において利用者負担額に変わったのではなくて、27年度に子ども・子育て支援法ができた段階で保育料についての改定を行っております。その際に、尾鷲市においては、保育料という言葉そのまま使ったような条例になっておりましたので、そのような形で、幼稚園の保育料については保育料という形で条例上は記載されているというふうに考えております。

○内山副委員長 教育委員会、今の理由は27年度、分かるんですけれども、令和元年の新制度において3歳児以上が無償化になったということなんですよ。それによって新制度になっているんですよ。子ども・子育て支援新制度ですね。

そのときに、保育料じゃなくて利用者負担額になって、そして、尾鷲市の幼稚園に通う父兄の方々はもう利用者負担額の契約を結ばれていると思うのですよね。入

園願書の中にもちゃんとありました。だとしたら、実際に行われているのが、令和元年10月1日からですよ、利用者負担額の契約ということについては。だから、私はどうしてそのときにしなかったのかということをお伺い、聞きたかったんです。それについてはどうですか。

○出口教育長 先ほど教育総務課長が申しあげましたように、その時点で、これまでは尾鷲市立幼稚園保育料徴収条例という形で保育料を定めるということにしてあったわけですね。その時点でこの条例を廃止しまして、先ほどから何遍も申しあげておりますが、尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の定めるところによるということに令和元年に変わっているわけですね。

今回は、福祉保健課とも調整をしまして、保育料という言葉を利用者負担額という言葉に改めようという、そういう改正なんですね。ですので、言葉だけの問題でございまして、今回は、それは、もう一つ、福祉のほうでこの間改正をさせていただいたそれに基づいてうちのが変わったという。

○内山副委員長 今の説明で、まず1点だけね。

27年の流れは分かっているんです。条例も今しますよというのは分かるんです。福祉課との相談においては、福祉課は、令和4年度4月1日から認定こども園をすることによって、そこに認定こども園を加えたわけですよ。だけど、幼稚園に関しては、私が言っておるのは、子ども・子育て支援新制度の時点において新幼稚園になり、そこでこれを変えなくてはいけなかった、いけないんですよということを言っているんですよ。その認識はあるんですか、教育委員会。

(「ちょっと委員長なら委員長ってはっきり言わなあかんで」と呼ぶ者あり)

○森下教育総務課長 すみません。

先ほどから申しあげているんですけども、新制度に移行したのが平成27年度になります。その時点で、尾鷲市の幼稚園としましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例に基づいて、幼稚園の保育料については徴収するというふうな形で変更はさせてもらっています。そのときに、それの中では保育料という言葉で徴収をするという形になっていまして、その後、今回の条例の改正により、保育料を利用者負担額に、言葉として整理させていただいたということになります。

○南委員長 副委員長、よろしいですか。

○内山副委員長 27年度に改正されて、実行されたのが、子ども・子育ての、令和元年の10月1日が尾鷲なんですよ、3歳児以上無料で。実際に行われたのが

その年なんですよ、これ。27年のときはまだ3歳児以上の全面的な無料じゃなかったんですよ、全員が。元年の10月1日から尾鷲市は全面的に3歳児を無料にしているんです。その時点で27年度の法律が実行されたわけなんですよ。施行されたんですね。そこからも父兄のほうはきちんと契約を結んでいるんですよ、この利用者負担額に対して。その認識がないんじゃないんですかと私は言っているんですけども、今教育委員会が答える答えは分かるんですよ。分かるけど、実施された時点が違うんですよ。令和元年10月でもう実施されているんですよ。だから、その時点で保育料じゃなくても利用者負担額なんですよ、きちんと認識してもらえませんか。

今条例を変えることは、私はもう仕方ない、忘れていたのかな、見逃したのかなと思って、もう仕方ないことなのかなと思うんですけども、そういう認識をちゃんとされていたならば、令和元年10月1日においてこれをしなくてはいけないんですよ、この条例ということは。保育料と利用者負担額の、これ、文言と言うんですけど、すごく大事なことなんですよ。その認識をしっかりしてもらわないと困りますよ、これ。

○出口教育長 内山委員おっしゃるように、令和元年の9月30日をもって尾鷲市立幼稚園保育料徴収条例は廃止をするということになっています。その時点で、10月1日から、先ほどから何遍も申し上げます、尾鷲市特定教育施設についての保育料に関する条例の定めるところによるというところで、内山委員のおっしゃるような手続になったわけですよ。ですから、この時点では、その法律自体が保育料という言葉を使っておりますので、我々も恐らく改正したときにこの条例そのままをここへ取り入れたんだと思うんですね。

それで、これも何度も言いますが、福祉の保育料のほうでそれが改正になったので、うちもそれに追随してこの条例を変えたという、そういう流れでございます。

○内山副委員長 流れはよく分かりました。

ただ、1点だけ。文言ってすごく大事なんですよ、この条例において。利用者負担額、保育料、すごく違うんですよ。ここの認識というのが、軽く見ていたら、本当に法律というのが遵守されない、されるのかどうかというそこまでの問題になってきます。

そして、何回も言うように、福祉保健課のほうにおける保育料は、令和4年度からの開設されるに当たっての改正だから大丈夫なんですよ。だから、それに合わせること自体がおかしな言い方で、おかしなことで、本当にこの法律を遵守するなら

ば、できた時点、令和元年10月1日に、3歳児以上が無料になった時点できちんとこの文言を直さなくてはいけないんですよ。子ども・子育て支援法というのはすごく厳しいんですよ。だから、文言1個でも大切なことなんです。そういうことを認識してください。これはもうお願いします。

○仲委員　先ほどのやり取りで言い切っておるのやけど、そこが、幼稚園の条例で条例改正をしていないという違法性があるかないか、そこをはっきりしてもらわんといと、これ、困りますよ。そうやもんで、私は教育長の説明は理解しました。福祉保健課の条例に連動しておるということの中で、今まで保育料というのが認められ、文言は、保育に関する条例というのが認められて、今回福祉が条例を変えたもので、利用者負担額に変えるということなので、条例の改正が違法であるかどうかというのをはっきりしてもらわんといとこれ、困りますよ。言い切られて、黙っておるわけにいかんでしょう。回答してください。

○出口教育長　先ほどから申し上げていますとおり、幼稚園の条例においては、これも何度も申し上げますが、幼稚園の保育料は尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例第5条の定めるところによるというふうに記載をされております。したがって、この文言でずーっとやってきたわけで、福祉保健課が認定こども園になったからそれを変えたぞとかということではなくて、我々の幼稚園条例の条文が今まで保育料はというところの5条の定めるところによるというところによってきたわけですので、それ自体が今度は利用者負担額というふうに変えられたのであるので、我々もそれに後追いをして変えるということですので、何も問題がないというふうに思います。

○中村委員　保育料と利用者負担額というのは全く違うものですよね。それで、これ、元年の10月1日から新制度になって、9月の末日をもってそれまでのことを廃止されていますよね。そのときに、この保育料に関する条例も一緒に利用者負担額というふうに変更するべきですよ。だって、後追いの条例の変更というのが、条例やからええとか言葉やから、言葉じゃないですよ。これ、中身全く、保育料と利用者負担額というのは言葉だけですじゃないですよ。

それを、今、副委員長が言われたように、きっとこれは今までの保育料でずっとやってこられて、条例に書いてあるから、ただ、それこそ9月の末日にこれも本当は利用者負担額って書き換えるところを抜かしてしまったのではないかと推察するんですけども、それについて別にどうこうきっと副委員長もおっしゃっているわけではないと思うのですよ。ただ、このときにこれもちゃんと法律にのっかって、

子ども・子育て支援法にのっとしてこれも変更するべきでしたよねときっとおっしゃっていると思うんですよ。そのことについてどう認識されておられますか、教育長。

○出口教育長　今ちょっと確認は取れませんが、令和元年10月のときにこの条文になったということにつきましては、これは大本もやはり保育料というふうになっていたというふうに私は推察をします。

○中村委員　それでは、何のための契約を保護者の方と結ばれているんですか。それは何をもって、どの条例のどこをもってそれを結ばれましたか、教えていただけますか。

○下村副市長　推察の話ですので、私も元年の話のことは、元年にこの改正になったとき、当時、福祉では保育料という文言で議案上程させていただいたと思っております。ですが、委員さん言われるように、本来ならこのときに利用者負担額に改正すべきだったのではないかとということでございますが、今現在、元年のときの職員、今この場にはおりませんので、今福祉のほうで確認していただいているような状況でございます。

○中村委員　これって、今、幼稚園は、この当時、福祉ですか、教育委員会じゃないんですか。

○下村副市長　ですから、当時の、27年の法改正によって、幼稚園の保育料も保育園の保育料も同じく尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例というふうになりました。それ以前は尾鷲幼稚園の条例の中にあったということでございます。

○中村委員　それでは、どうして福祉課が説明をされないんですか。

○南委員長　今の、副市長が今福祉のほうへ連絡を取っていただいて、ちょっと27年度の確認をしていただいておりますということで、恐らく今委員会の開催中に報告できるであろうと考えておりますので、そのときにまた報告をしていただいてから、この審査は入っていただいたほうが、よりこういうので、差し当たって今の議案第32号のほうはちょっと留保という形で止めたいと思います。

次に、議案第33号のほうに、説明に入っていただきたいと思います。

(発言する者あり)

○南委員長　私語は慎んでください、委員会中でございますので。

それでは、次に議案第33号、尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部改正についての説明をお願いいたします。

○尾上防災危機管理課長 防災危機管理課です。よろしくお願いします。

それでは、議案第33号、尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部改正についてにつきまして御説明いたします。

条例の一部改正（案）新旧対照表の22ページを御覧ください。

尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の改正につきましては、令和4年第1回定例会において本条例の一部改正の承認をいただいたところでございますが、消防庁国民保護・防災部地域防災室から通知内容の一部訂正の通知がありましたことに伴いまして、附則の部分に経過措置の追加を行うものでございます。

以上で、議案第33号、尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部改正についての御説明とさせていただきます。

○南委員長 議案第33号の説明は以上でございます。

御質疑のある方。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 ないようですので、議案33号の委員会審査は終わります。ありがとうございました。

引き続き、議案第34号の令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決へ入る前に、まだ皆さん来ていないということで、ここで5分余り休憩をいたします。再開は30分から行います。

（休憩 午前11時24分）

（再開 午前11時32分）

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、議案第34号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について、財政課所管の説明をお願いいたします。

○岩本財政課長 それでは、議案第34号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決についてのうち、財政課に係る予算について御説明申し上げます。

まず、補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億4,337万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ101億581万9,000円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容について御説明申し上げます。

10ページ、11ページを御覧ください。

歳入でございます。

このうち、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金5,945万4,000円の増額は、今回の補正財源として財政調整基金より繰り入れるものでございます。

次に、21款市債、1項市債、6目教育債4,720万円の増額は、多目的スポーツフィールド整備事業債でございます。

続きまして、12、13ページを御覧ください。

歳出でございます。

このうち、4款衛生費、5項上水道費、1目上水道整備費3,562万2,000円の増額は、水道基本料金の減免に係る水道事業会計負担金の増額でございます。

次に、5ページにお戻りください。

第2表地方債補正でございます。

追加1件は、多目的スポーツフィールド整備事業で、限度額は4,720万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

1号補正に係る財政課からの説明は以上でございます。そのほかの予算につきましては、それぞれの所管課から順に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○三鬼政策調整課長 政策調整課からは先ほど財政課から御説明申し上げました歳入に、あと1点、政策調整課担当の部分を御説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

補正予算書の10、11ページを御覧ください。通知させていただきました。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の1億7,622万円の増額でございますが、これは、これから後ほど歳出として各課から御説明を申し上げます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億7,622万の歳入でございます。

関連につきましては、この後、令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、13項目にわたりますが、各担当課から説明をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

政策調整課からは以上でございます。

○南委員長 それでは、担当の説明をお願いいたします。

○竹平総務課長 今資料のほうを送付させていただきましたが、それでは、まず、

通知をさせていただきました令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業における、まず総務課に係る部分につきましては、これ、予算書においては2款1項1目14節工事請負費、庁舎管理経費の320万円に係る部分でございます。

まず、総務課に係る部分ナンバー1でございます。

庁舎内感染症対策環境整備事業として、目的といたしましては、感染拡大の防止の観点から、温度調節や換気機能を改善し職員の安心安全な職場環境を整備するため、庁舎内の部屋においてウェブ会議の利用等、職員間のコロナ感染が発生した際の市の機能を維持しながら分散して業務執行が可能となるような形も取りながら、職員間での感染予防対策を講じるための空調機能の改修工事を予算として上げさせていただいているものでございます。

説明は以上でございます。

○芝山水産農林課長　それでは、水産農林課に係る部分について御説明申し上げます。

補正予算書を通知させていただきます。12ページ、13ページでございます。

5款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費、補正額200万円でございます。内訳は、10節需用費、木材需要拡大事業にて、学校授業等における地元産材活用支援事業として、市内学校等において木育を通じた尾鷲ヒノキの需要拡大を図るための取組でございます。詳細は、この後の事業も含めまして、一括して水産農林課資料にて御説明いたしますので、先に補正予算書のほうの説明を進めさせていただきます。

続きまして、5款農林水産業費、4項水産業費、2目水産振興費、補正額1,021万4,000円でございます。内訳は、12節委託料466万9,000円は、水産物普及啓発事業にて、市内学校等への給食などで、養殖マダイほかの水産物活用支援事業としての魚食普及の取組でございます。

次に、18節負担金、補助及び交付金554万5,000円は、水産振興補助金で、三重外湾漁協に対する2分の1以内の漁業設備整備・更新事業補助金でございます。

それでは、それぞれの事業につきまして、資料にて担当課主幹より御説明をさせていただきます。資料のほうを通知させていただきます。

○千種水産農林課主幹兼係長　それでは、学校授業等における地元産材活用支援事業について説明させていただきます。

本事業では、将来を担う子供たちに尾鷲ヒノキ製木工キットの作成体験により、尾鷲ヒノキについて学び、よさを実感してもらうことで、将来につなぐことも含め、経済対策と地元産材の消費拡大を図り、事業者への支援を行うものであります。

まず、幼稚園、保育園、認定こども園は、木製卓上カレンダーの作成を予定しております。園児には、木製卓上カレンダーの作成を通じて、地元産材である尾鷲ヒノキに直接触れる機会をつくり、木のぬくもりを小さいうちから、幼少期から知るきっかけづくりを目的としております。また、作成した卓上カレンダーは、家庭に持ち帰り、使用してもらうことによって、木材利用においてユーザーとなり得る親世代にも木のよさや大切さを周知することで、木材利用につなげていきたいと考えております。

続いて、小学校は、5年生、6年生において木製本棚作成を予定しております。現在、5年生では林業を学んでいることから、二酸化炭素の削減だけでなく、森林から柱や木材製品になるまでの流れについても、私たち職員が授業へ出向き、教えることとし、環境教育を併せて実施することで、木のよさだけでなく、自分たちの身の回りにある森林の大切さを学ぶ機会を創出します。また、園児たちと同様に、家庭に持ち帰ることで親世代への啓発にもつなげます。

続いて、中学校では、木製花壇を予定しております。中学生には、技術の時間を活用し、木製花壇を5人程度のグループで作成してもらいます。ここでも、私たち職員が学校に出向き、この授業の中でSDGsや脱炭素の観点から木材を利用することの意味を学ぶ機会をつくり、これら環境課題についてグループ内で議論を交わすことで、この課題が自分たちの生活に直結するものであることを認識し、現在の潮流を知るきっかけづくりとするものであります。

以上です。

○中世古水産農林課主幹兼係長　　続きますして、資料2ページ、漁業設備整備・更新事業補助金について御説明いたします。

事業の目的といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、外食産業の需要の落ち込みなどにより、魚価が低迷し、影響を受けている三重外湾漁業協同組合の経営する生産基盤拠点である尾鷲魚市場に対し、漁業設備の整備、更新に係る補助金を交付し、経営維持を支援するものでございます。

事業の概要といたしましては、次ページを御覧ください。

写真にあるように、水槽やトラッククレーンなどの設備整備、更新の見積り合計に対し、2分の1以内の554万4,000円を支援するものでございます。

続いて、4ページをお願いします。

学校給食等における地元水産物活用支援事業について御説明いたします。

前回、養殖マダイにて実施しましたが、地産地消の取組の一環として、幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校の給食にて、養殖マダイを中心に、今回は、天然ブリ、養殖ブリ、養殖マハタ、ビンチョウマグロなど、市内で取れる水産物を食材として提供いたします。また、食材の提供だけでなく、職員が直接学校に出向き、子供たちへの魚食普及の推進につながる講義を行い、将来につながる地元水産物の消費拡大を図り、事業者支援を行うものでございます。

具体的には、市内で取れる水産物を切り身など給食で調理しやすいよう加工し、配送してもらいます。

令和4年5月から令和5年3月までの間、月2回程度行う予定で、その業務委託料の466万9,000円でございます。

資料についての説明は以上でございます。

○芝山水産農林課長　それでは、5款農林水産業費についての説明は以上でございます。説明、替わらせていただきます。

○南委員長　次に、商工観光課長、お願いいたします。

○森本商工観光課長　商工観光課です。よろしくをお願いいたします。

それでは、商工観光課に係る補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書の12ページ、13ページのほうを御覧ください。

歳出のほうでございます。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費につきましては、補正前の額993万8,000円、補正額1億2,066万9,000円を増額しまして、1億3,060万7,000円とするものでございます。

細目商工振興事業につきましては、10節需用費45万5,000円、11節役務費60万円、次ページのほうを御覧いただきまして、12節委託料1億1,629万4,000円、13節使用料及び賃借料7万円、18節負担金、補助及び交付金、尾鷲よいとこスタンプ会事業補助金125万円の増額でございます。

細目産業開発促進事業につきましては、18節負担金、補助及び交付金、尾鷲市販路開拓支援補助金200万円の増額でございます。こちらの事業につきましては、全て新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業でございます。

詳細につきましては、資料で御説明申し上げます。

委員会資料1ページのほうを御覧ください。

まず、尾鷲よいとコストンプ会事業補助金でございますが、本補助金は、この後、御説明申し上げます尾鷲市プレミアム付商品券事業の利用期間に合わせまして、尾鷲よいとコストンプ会がポイント2倍事業、こちらのほうを実施するものに対して補助金を交付するものでございます。尾鷲よいとコストンプ会の事業と連携することになりまして、地域経済の活性化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

令和3年度においても実施してまいりましたが、令和4年度におきましても、事業額は250万、2分の1の補助とさせていただいて、125万円を計上するものでございます。

次に、尾鷲市販路開拓支援補助金でございます。

資料の2ページのほうを御覧ください。

市内経済におきましては、コロナ禍によりまして影響を受けており、こうした状況を改善するため、市内の中小企業、小規模事業者様が実施する販路開拓に必要な経費、例えばでございますが、展示会の出展やECサイトの構築、商品のパッケージデザインの作成、こういった費用に関するものに対して一部補助をいたしまして、事業所の皆様、こちらのほうの支援を実施したいと考えております。

補助の内訳としては、事業者が実施する経費の2分の1を補助するものとしたしまして、申請の上限を20万円、件数を10件、計上させていただきまして、200万円を計上させていただいております。

続きまして、尾鷲市プレミアム付商品券事業でございます。

資料の4ページ、資料3を御覧ください。

事業の目的は、プレミアム付商品券を発行し、コロナ禍で大きな影響を受けている市民の皆様の生活を応援するとともに、落ち込んだ市内の消費拡大を促し、地域経済の活性化を図るものでございます。

事業概要でございますが、市民1人当たり2冊を購入できるものとしたしまして、3万3,600冊、プレミアム率を30%として、額面で1冊1万3,000円といたしまして、発行総額を4億3,680万円とするものでございます。

購入方法につきましては、前回の商品券事業と同様に、世帯主宛てに人数分の購入引換券を郵送させていただく予定でございます。

今回の商品券につきましては、1人当たりの購入冊数は2冊とさせていただいており、購入引換券のみでの購入で、販売期間終了の8月末日をもって販売終了とさせていただきます。

商品券は額面1万3,000円でございますが、内訳は、市内事業者への応援専用といたしまして地域応援券1万円分、登録された全ての市内の事業所で使用可能な共通券3,000円をワンセットとさせていただきます。商品券は1枚当たり500円券とさせていただきます、26枚つづりとしてブッキングし、発行させていただきます。

利用期間は、7月1日から12月31日までの6か月間とさせていただきます。

販売対象は、4月1日現在で尾鷲市に住民登録がされている方とさせていただきます。

販売期間は、先ほど申し上げましたが、2か月間で、7月1日から8月31日までの2か月間とさせていただきます。

以上、商品券事業の説明でございます。

続きまして、補正予算書の14ページ、15ページのほうにお戻りください。

3目観光費、補正前の額4,714万1,000円、補正額615万1,000円を増額し、5,329万2,000円とするものでございます。

細目観光振興事業、7節報償費350万円は、事業実施に伴う報償費でございます。10節需用費8万円は、消耗品8万円で、11節役務費5万円は、決定通知などの通信運搬費でございます。18節負担金、補助及び交付金252万1,000円は、尾鷲観光物産協会補助金の増額でございます。

なお、財源内訳は全てコロナ対策臨時交付金でございます。

詳細につきまして、資料のほうで御説明申し上げます。

資料の5ページのほうを御覧ください。

尾鷲観光物産協会補助金（地域資源活用事業分）でございます。

コロナ禍の中、観光需要は以前、従前と異なった多様化をしております、アクティビティに対し注目が集まっているところでございます。こうしたことから、協会が実施するアクティビティ関連事業に対しまして補助金を交付したいと考えております。

事業の内容は、協会が提示する観光ビューポイントの写真撮影などミッションクリアした方に、市内の飲食店や宿泊に利用できるクーポンを発行するもので、宿泊、飲食に係るものとして額面2,000円、630人分を御用意するものでございます。また、協会が実施するツアーに参加する方を対象に、宿泊費、飲食費、こちらのほうのクーポンを発行することに対しまして、事業補助を行うものでございまして、ツアー施行人数を10人、実施回数を4回計画するもので、1人当たり、宿泊

で6,500円を上限、飲食1,000円のクーポン券を発行するというものでございます。

協会では今回、熊野古道馬越峠、天狗倉山、岩屋堂といった観光スポットをメインに、観光誘客につなげるクーポン発行事業を、そしてツアー事業を実施いたしまして、市内への誘客に積極に進めるとしておりまして、こうしたことを鑑みまして来訪者の把握に努めたいことから、尾鷲市のほうの馬越峠登り口、こちらのほうに来訪者の流れを、データを把握するためのカウンターを設置させていただきたいと考えております。

補助金内訳としては、地域クーポン券126万円、1泊2日ツアー30万円、クーポン発行に係る経費として印刷製本費21万738円、通信運搬費で5万円、消耗品8万円、委託料12万円、来訪者の人数カウンター購入費で50万円で、補助金の合計額は252万1,000円でございます。

続きまして、尾鷲市あんしんみえリア取得推進応援金のほうでございます。

資料の5のほうを御覧ください。

本事業は、県が実施しておりますみえ安心おもてなし施設認証制度の認定を取得した事業所に対し、応援金として5万円を支給するものでございます。

みえ安心おもてなし施設認証制度は、県の基準に基づき認証される制度でございます。安心して御利用ができるお店であることをアピール、こういったことができるなど、コロナ禍における集客コンテンツとして御利用いただけるもので、本市といたしましても、認証制度を広く活用していただきたく、本年度、令和3年度に事業として実施してまいりましたが、引き続き令和4年度においても実施したいと考えております。

対象といたしましては、前回と同様で、宿泊事業者、観光施設、お土産店、体験事業者、それぞれの規定により、三重県の認証を受けた事業者とさせていただいて、いまだ尾鷲市あんしんみえリア取得推進応援金を取得していない方、こちらのほうを対象とさせていただきます。

30日現在、昨日現在で本市では83件の認証がございまして、今後も事業者において県の認証を受けることについて支援していきたいというふうに考えております。

応援金につきましては、令和3年度同様、1件当たり5万円とさせていただき、件数は70件、350万円を計上させていただきました。

以上、補正予算に係る説明は以上でございます。よろしく御審議いただき御承認

賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

次に、教育委員会、お願いいたします。

正午を挟みますけれども、このまま委員会を続行いたしたいと思います。予算説明が終わってから昼食のため休憩をしますので、よろしくお願いいたします。

それじゃ、教育委員会のほうはよろしいですか、準備のほうは。

○森下教育総務課長 教育総務課です。よろしくお願い致します。

それでは、議案34号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決についてのうち、教育総務課に関する予算について、予算書及び資料に基づき御説明いたします。

予算書の14、15ページを御覧ください。通知します。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費3,489万3,000円の増額は、細目中学校施設整備事業の増額で、内訳は、設計等業務委託料121万9,000円と工事請負費3,367万4,000円でございます。

資料1を御覧ください。通知いたします。

○南委員長 まだ入っていない。

○森下教育総務課長 しばらくお待ちください。

○南委員長 来ました。

○森下教育総務課長 すみませんでした。

○南委員長 お願いします。

○森下教育総務課長 それでは、事業の概要について御説明いたします。

尾鷲中学校体育館感染症対策環境整備事業としましては、現在の体育館の床の木製フローリングについて、水拭きは床材の劣化につながることや消毒作業が容易ではないため、感染症予防対策が可能な床材に改修し、学校運営や一般市民への学校開放事業、避難所開設の際の感染症対策等の管理が効率よく実施できるように、施設の環境整備を行うものです。

改修の内容といたしましては、現在の木製フローリングを研磨して合板を張り、その上で多くのスポーツ施設において使用されている長尺弾性塩ビシートを張っていくものです。床材を長尺弾性塩ビシートに改修することにより、水拭きが可能になり、希釈した次亜塩素酸ナトリウムやアルコールでの消毒ができ、感染症予防対策が効率よく実施できるようになります。

以上が、教育総務課の令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の説明でご

ざいます。

- 三鬼生涯学習課長　それでは、議案第34号、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る生涯学習課に関する予算につきまして、補正予算書及び資料に基づき御説明申し上げます。

補正予算書の14、15ページを御覧ください。

9款教育費、5項社会教育費、2目公民館費、細目公民館管理経費841万5,000円の増額は、17節備品購入費841万5,000円の増額であります。

内容につきましては、資料にて御説明いたします。

行政常任委員会資料1ページの中央公民館講堂感染症対策環境整備事業につきまして御説明いたします。

事業内容としましては、中央公民館3階講堂における常設の音響設備は有線マイクであり、会議や講演会等を行う際、マイクの共有使用や会場レイアウトが限られるなど、感染症予防対策に課題があります。このことから、参加者の間隔の確保や飛沫などによる感染リスクの低減を図るため……。

- 南委員長　中断します。

(休憩　午前11時59分)

(再開　午後　0時00分)

- 南委員長　再開いたします。

- 三鬼生涯学習課長　このことから、参加者の間隔の確保や飛沫などによる感染リスクの低減を図るため、ワイヤレスマイク等を整備し、安全安心な環境整備を行うものであります。

また、今年度、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、3階講堂におけるLAN環境整備を行いましたので、こちらを活用し、コロナ禍におけるウェブ会議や講演会のサテライト会場等に対応するためのマイクシステムを整備することにより、今後の新たな利用促進、利便性の向上を図るものであります。

予算内訳としましては、備品購入費841万5,000円で、ワイヤレスマイク10本、有線マイク2本のほか、マイク充電器、消毒器一式、スピーカーほかマイクシステム一式でございます。

質疑におきまして、中里委員から御質疑いただきました利用状況につきまして、ここで御説明させていただきます。

中央公民館の利用が年間1万8,844人ございます。そのうち講堂が、令和2

年度で4,936人で、62回でありました。令和元年度と比べまして約半減しております。コロナ禍の影響で半減しております、令和元年度で申し上げますと、中央公民館が4万1,998人、うち講堂が1万3,622人、利用がありまして、338回の利用がございました。講堂につきましては、午前、午後、夜間と3回1日利用する場合がございますので、1日に重複した回数となっております。

利用状況につきましては、以上でございます。

補正予算書の14、15ページにお戻りください。

9款教育費、5項社会教育費、4目図書館費のうち、細目図書館管理運営経費121万円の増額は、17節備品購入費121万円の増額であります。

主な内容につきましては、行政常任委員会資料2ページにて御説明申し上げます。

事業内容としましては、図書資料は常に不特定多数の手に触れることから、当該交付金を活用し、図書除菌機を設置し、感染症防止を図るとともに、利用者が安心できる衛生的な読書環境を確保するものでございます。

今回導入予定の図書除菌機につきましては、紫外線照射により1度に6冊、約30秒ほどで図書除菌を行い、同時に送風によりほこりなどを取り除くとともに、消臭抗菌剤を循環する機能を有することから、利用者の安全かつ衛生的な読書環境の確保を図るものでございます。

予算内訳としましては、備品購入費、図書除菌機1台で121万円でございます。

以上が生涯学習課の説明となります。

○南委員長 ありがとうございます。

続きまして、ちょっと議案が飛ぶんですけれども、コロナ関連ということで、議案第36号の水道部のほうに入っていてから昼食の休憩をいたしますので、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

それでは、水道部のほう、議案第36号、令和4年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についての説明をお願いいたします。

○神保水道部長 それでは、議案第36号、令和4年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

1ページを御覧ください。

第1条、令和4年度尾鷲市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いた

します。

収入の第1款水道事業収益、既決予定額4億9,569万3,000円に対し、補正予定額は356万2,000円の減額で、予定額を4億9,213万1,000円とするものでございます。

内訳といたしましては、第1項営業収益を3,918万4,000円減額補正し、予定額を4億2,368万2,000円に、第1項営業外収益を3,562万2,000円増額補正し、予定額を6,844万5,000円とするものでございます。

次に、支出の第1款水道事業費用、既決予定額5億432万4,000円に対し、補正予定額は356万2,000円の減額で、予定額を5億76万2,000円とするものでございます。

内訳は、第2項営業外費用を356万2,000円減額補正し、予定額5,245万9,000円とするものでございます。

続きまして、予算第4条、資本的収入及び支出を次のとおり調整いたします。

続きまして、2ページの補正予算説明書を御覧ください。

収益的収入及び支出の収入ですが、第1項の営業収益において3,918万4,000円減額補正するものでございますが、これは、第1目給水収益を基本料金の減免による3,918万4,000円を減額補正するものでございます。第2項営業外収益は3,562万2,000円の増額補正とするものでございますが、これは、第2目の他会計補助金3,562万2,000円の増額で、基本料金減免による税抜分3,562万2,000円の一般会計補助金でございます。

次に、支出でございますが、第2項営業外費用において356万2,000円の減額補正とするもので、第3目消費税及び地方消費税を356万2,000円減額補正するものでございます。

次に、4ページの予定キャッシュ・フロー計算書を御覧ください。

今回の補正により、業務活動によるキャッシュ・フローの下から5行目、未払金の増減額がマイナス223万6,000円となり、1から3までの合計となる資金増加額はマイナス7,755万9,000円となり、資金期首残高6億6,839万1,000円から差し引いた資金期末残高は5億9,083万2,000円となります。

次に、5ページの予定損益計算書を申し上げます。

1、営業収益以下各項目には補正額が反映され、当年度純損失は補正前と同額の1,703万4,000円となります。

次に、6ページから予定貸借対照表でございます。

この補正予算におきまして、資産の部では、資産合計は53億787万5,000円となります。7ページの負債の部では、負債合計は26億6,848万2,000円となります。8ページの資本の部では、26億3,939万3,000円となります。資本合計と負債合計を合算した負債資本合計は53億787万5,000円となり、資産合計と同額となっております。

最後に9ページと10ページでは、会計処理の基準及び手続を注記として明示しております。

以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

ここで昼食のため休憩をいたします。1時から1時半まで職員の辞令交付があるそうでございますので、開会は午後1時30分といたします。よろしく願いいたします。

(休憩 午後 0時08分)

(再開 午後 1時28分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、補正予算でまだ説明漏れがありましたので、一つ、多目的スポーツ施設についての詳細説明を生涯学習課長より求めます。

○三鬼生涯学習課長 議案第34号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決についてのうち、多目的スポーツフィールド整備事業に関する予算について、補正予算書及び資料に基づき御説明いたします。

補正予算書の16、17ページを御覧ください。

9款教育費、6項保健体育費、2目運動場管理費、細目多目的スポーツフィールド整備事業1億2,100万円の増額は、12節委託料1億2,100万円の増額であります。

内容につきましては、資料にて御説明いたします。

行政常任委員会資料の3ページ、資料2、おわせ多目的スポーツフィールド整備事業について御説明いたします。

事業目的としましては、中部電力尾鷲三田火力発電所跡地を活用して、尾鷲市、中部電力、尾鷲商工会議所に加えて、三重県、三重大学が連携して進めているおわせSEAモデル構想の一部として、親子3世代の憩いの場を創出する新たな都市公

園を整備することにより、スポーツ振興を通じた集客交流人口の拡大、地域活性化、憩いの場の創出、市民の健康増進を図ることを目的としております。

事業内容としましては、都市公園の整備に向け、おわせSEAモデル事業における国市浜公園の調査・測量・設計業務であります。

業務内容としましては、計画敷地の詳細測量、地盤調査、公園全体の造成設計と、野球場ほか各施設の詳細設計業務となります。設計の中には、液状化検討や耐震対策に係る設計も含まれております。

なお、本補正予算におきましては、3月24日に開催いただきました行政常任委員会において政策調整課から説明させていただきましたおわせ多目的スポーツフィールド整備事業基本計画に基づきまして、1億2,100万円の本予算を計上させていただきますいております。

これまで社会資本整備総合交付金事業に係る国への要望等におきまして、事業費としまして1億2,100万円で要望を行っており、そのまま満額で内示があった場合、内示額にて交付申請をする必要があることから、予算額としましては1億2,100万円を予算として計上させていただきますいております。

しかしながら、既に市長から説明がありましたように、第3回尾鷲市都市計画審議会におきまして、高台への避難通路や一時避難場所として最も効果的な工法を検討されたいとの意見を付した答申をいただいたところであり、これらを踏まえた上で、本市として、本予算の執行に当たりましては、一時避難所としての築山を除いて事業認可申請を行っており、今後、調査・測量・設計業務を進めてまいりますので、何とぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

事業費としましては、設計等業務委託料として1億2,100万円、財源内訳としまして、国庫支出金、社会資本整備総合交付金6,050万円、その他特定財源としまして、多目的スポーツフィールド整備事業債4,720万円、一般財源が1,330万円であります。

なお、別添資料といたしまして、おわせ多目的スポーツフィールド整備事業基本計画を添付させていただきますいております。

以上が、議案第34号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の予算説明でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長　ありがとうございました。

それでは、引き続き、議案第35号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第18号）の議決についての説明をお願いいたします。

○岩本財政課長　それでは、議案第35号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第18号）の議決について御説明申し上げます。

なお、18号補正に係る予算書の内容につきましては、財政課より一括して説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

では、補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,153万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ118億3,683万2,000円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容について御説明申し上げます。

10ページ、11ページを御覧ください。

歳入でございます。

2款の地方譲与税から、12、13ページの10款地方交付税までは、全て交付額の確定に伴う補正でございます。このうち、主なものといたしまして、10ページにあります5款1項1目株式等譲渡所得割交付金は1,047万3,000円の増額、6款1項1目法人事業税交付金が1,091万3,000円の増額。

12、13ページを御覧ください。

7款1項1目地方消費税交付金は3,290万5,000円の増額、また、下段のほうにあります10款1項1目地方交付税につきましては、特別交付税の額の確定により6,660万1,000円の増額でございます。特別交付税の増額につきましては、本年度、病院事業会計の繰出金について80%の特別交付税がある制度を活用したことが大きな要因でございます。

次に、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金522万3,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第5回交付限度額の配分によるものでございます。

14、15ページを御覧ください。

17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金1,726万円の減額は、ふるさと応援寄附金の実績見込みに伴う減額でございます。また、2目一般寄附金494万円の増額は、1名の方から御寄附をいただいたものでございます。

次に、18款繰入金、1項基金繰入金、9目災害等対策基金繰入金69万7,000円の減額は、当基金の充当事業に対しまして、地方創生臨時交付金が充当されることに伴い、基金繰入額を減額するものでございます。

続きまして、16、17ページをお願いします。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費1億2,153万5,000円の増額は、今回の補正に伴う財政調整基金積立金1億3,120万1,000円の増額及びふるさと応援寄附金の実績見込みに伴うふるさと応援基金積立金966万6,000円の減額でございます。

なお、そのほかの財源構成の部分につきましては、ふるさと応援寄附金の減額や地方創生臨時交付金追加交付分等の充実に伴う財源の変更でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで委員会資料の1ページを御覧ください。

今回の補正を踏まえた基金残高見込みでございます。

令和3年度の18号補正及び令和4年度当初予算並びに1号補正を踏まえた基金残高でございますが、財政調整基金は、一番右にあります、14億8,654万4,000円、基金総額につきましては24億6,113万4,000円となる見込みでございます。

令和3年度の18号補正の説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、議案第34号、令和4年度尾鷲市の一般会計補正から先ほどの説明の35号、そして議案36号の水道事業会計についての一括審査に入りたいと思います。

御質疑のある方。

○小川委員 それでは、補正予算の第1号のほうからよろしいですか。

15ページ、委託料、商品券発行事業業務委託料、これなんですけど、これには飲食店も含まれているのかどうかまずお答えください。

○森本商工観光課長 商品券事業につきましては、市内の事業者様が、登録制でございます。前回させていただいた商品券事業の中にも飲食店の事業者様が含まれておりまして、たくさんの方が、300件程度参加していただいたというふうになっております。

○小川委員 それと、今回、1万円で3,000円のプレミアムですか、ついておるみたいで、本社が他市町にあるところがありますよね。ああいうところは使えるようになっているのかどうか、その点をお聞かせください。

○森本商工観光課長 額面が1万3,000円で発行させていただきます。

市内の事業所様が、本社が市内にある方でございますが、こちらが1万円分使え

るというふうにさせていただいた上で、市外に本店を置く事業所様が3,000円分、共通券としてさせていただいているところをごさいますて、合計1万3,000円の額面とさせていただいております。

○小川委員　それでは、その下の中学校施設整備事業について、工事請負費についてちょっとお聞きいたします。

床を塩化ビニールに変えるということなんですけど、これ、耐久性とかそういうのは大丈夫なんでしょうか。

○森下教育総務課長　メーカーのほうからは30年間使用可能ということ聞いています。

○小川委員　これ、破れたりした場合にはすぐ補修もしやすいんですか。

○森下教育総務課長　部分補修につきましても、木材フローリングと比較しまして容易にできるというふうに聞いています。

○南委員長　よろしいですか。

○村田委員　ちょっと財調基金の状況の中でお聞きをしたいんですけども、これ、補正前の残高より随分、2億円かな、減っているんですが、これ、見てみると、やっぱりふるさと応援基金ですか、このところが非常に減っているんですけども、これはふるさと納税も含めてだと思えるんですが、この辺の見通しということについて、当初予算でも思っておりましたけれども、改めて今後の展開をどう考えておるのかお聞きしたいと思います。

○岩本財政課長　前回の委員会でも少し説明させていただいたんですけども、財政調整基金を含めて、基金については3年ほど前から若干改善傾向にあるということをお説明させていただきました。

今後、財政見通しの中でもお示しさせていただいておるんですけども、事業が、今後大型の事業も続くということもありますし、市税等が減少傾向であるということも含めると、減少傾向に転じる可能性は十分あるというふうに見込んでおります。

○村田委員　そこで、市長にもまたさらにお聞きしたいんですけども、特に財調が今14億8,654万ですか、あるんですけども、財調についてはやっぱり一般財源の1割程度が望ましいと、国のほうでもいろいろ言われておるところなんですけど、それから随分頑張ってくられたなど。これは市長の頑張りしかないなど、私は思っておるんですけども、しかし、14億という財調があっても、いろいろ計画がなされておるように、いろんな大型事業がちょこちょこ始まってきますよね。

そうになっていくと果たして、現在は14億8,000万ですけれども、今後の財政、財調の見通し、そして、それに対するいわゆる市政財源、財政運営、そういったもの見通しというのをどうお考えでしょうか。

○加藤市長　現在、お示ししているような財調の話です。

まず、基金の状況を見る場合に、私は、一つには財政調整基金と、それから要するに基金の汎用性の非常に大きなふるさと応援基金、確かに4億3,800万から3億6,800万、大体7,000万ぐらい減っておりますけれども、これについてはまた具体的に説明したいと思うんですけれども、実質的に財調に値するようなあれで、大体私は18億、今日の3末……。3末じゃない、4月の予算で、補正で、6,000万ほど使っていますから、実際には、令和3年度の、最終的には15億4,500万の財調と、それから3億6,000万のふるさと応援基金、約19億円ぐらいの、要するに、一般家庭でいいますと預貯金があるという御認識をいただきたいと思っております。

そういった中で、既に財政見通しというのを令和7年度までお伝えしましたけれども、財政課のほう非常にシビアな見方をしております。その中で、まず、この3末といいますか、年度末で、当初予算を組んだ後の財調が10億円は最低必要であろうと。これは何度も行政常任委員会のほうで、財政課長なり、私なりが申し上げていると。これは最低確保しなきゃならないと。これがぎりぎりの線だと思うんです。だから、今までの3億8,000万とか5億8,000万とかそういう状況の中で、どうしてもやっぱり市政を運営するためには10億の財調が必要であるという認識で。

そのために、先ほどおっしゃっていましたが、これから大型投資、いろんな御質問をいただきながら、大型投資、どないするのやというような話もあるんですけれども、基本的には、大型投資についても、やはりいかにして国庫補助金といいますか、それをいかにして取りにいくかというのは、これはもう正直言って、これ、首長の仕事なんですよ。これをいかにして取って、いろんな起債をあれしまして、一般財源をいかにして、その年度の一般財源をいかにして低くするか、この財政見通しというのは絶対必要だと思います。

既に、今後のごみ焼却の話とか、あるいはスポーツ振興ゾーンを含めての、SEAモデルの中のスポーツ振興ゾーン、一応必要な財源については入れた中で見通しを出しております。その中で、10億という線には若干届かないという見通しです。それをいかにして10億以上、しかし、もちろんそれを、ふるさと応援基金をプラ

スすれば、私は、令和7年度の、3年から7年度も10億は必ず確保できると思っております。

ただ、大きな話は、やっぱり直接税、市民税なんですね。これが非常にやっぱり毎年5,000万なり6,000万、下がっています。それをどうやって補填していくかということも考えながら、事業を続けていきながら、事業を続けなきゃならないと思っています、尾鷲の発展のために、あるいは存続のためって言うてもいいかも分からない。そのためにも絶対必要だと思います。そのために、いかにして一般財源をあまり使わずして、いかにして外部からそういうものを持ってくるか、これをやっぱりずっと続けていきたいと思っておりますのですけれども。

ですから、何月かの行政常任委員会で説明させていただきましたとおり、財政調整基金は令和7年度には若干足りないというまだ見通しです。見通しですから、計画をきちんとつくります、これにつきましては。

ですから、もちろんそのほかにも財政のあれにつきましても、基本的には私は、今の償還金ですか、その累計の分が今94億かなんかで、今年が90億以上になると思います。これ、借金です。その中でも78.7%は国からの補助で、実際問題は21.何%、それが、約20億というのが大きいのかどうかということ、これは判断です。いろんな御意見もあろうかと思えますけど。

それと同時に、公債費と、それから市債を発行する額が、公債費はもう今までの分のツケですから、税金、払っていかなきゃならない、当たり前なんですね。減らすことはできない。だから、それと投資額というものを、要するにその差をつけながら、うまく金が要するに外へ出ていかないような、そういう政策もきちんとつくらなきゃ、使っていかなきゃならないと。このように思っています。

その中で、もう一つ、ふるさと応援基金についても、ちょっと詳しく説明すると時間がかかりますのでやめておきますけれども、実際問題、下がっています。下がっている理由は、要するにそこに基金として計上した内容が違っておりますので、ですから、私は、実質上は3億6,800万というのは、補正前の4億3,800万、こういう形ですけれども、前年度の令和2年度末の分よりも上がっております。ですから、これはもう要するに一つの大きな事業としてふるさと納税というのは徹底的にやはり我々大きな事業として進めていきたいと、このように考えております。

○村田委員　よく分かりました。

特に、今言われておりましたけれども、尾鷲市は市税、いわゆる単独の予算、これがどんどんどんどん減っていくということは、これは目に見えていますから、そ

れをどこで補うのかということ、今、市長、るるおっしゃいました。

しかし、やっぱりこれ、単純かもしれませんが、ふるさと応援基金、ここが一番大きいのかなと、単純に考えてね。ですから、その辺のところをどう伸ばしていくのかということが一つのポイントになるのではないかと、こういうことも思うわけでありましてけれども、そこで、予算書の15ページなんですけれども、これ、産業開発促進事業、これ、200万、上げられておりますね。これはいろんな販路拡大のための補助をしておるんだということでもありますけれども、そういったことにもできればふるさと納税の、いわゆる一翼を担うような形の役割を担わせていくということも私は必要ではないかなと、細かいことを言うようなんですけれども。担当課として、そういうことをやっぱりお考えいただきたいなと思うんですが、いかがでしょうかね。

○森本商工観光課長　こちらのほうの、先ほどの尾鷲市の販路開拓支援補助金でございまして、御説明させていただいたとおり、消費拡大、いわゆる販路を拡大させるに当たって、コロナ禍で影響を受けていらっしゃるところで、事業所様が、いかにPRできるかというところを支援させていただくに当たっての補助を1件当たり20万、上限をさせていただくというふうにさせていただいたところがございます。10件の想定で200万という形で計上させていただいたんですけれども、そういった財源を使って今後いろんなことが、もっと増やすとか、内容をちょっと考えるとか、そういったことも考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○村田委員　これ、今、農林水産……。商工か、商工に言わせていただきましたけど、これは全般に関わることだと思うんですね、各課に。いわゆる農林にしても水産業にしても、いろんなところに、これにやっぱり関わってきますから、その辺のところを市長さんが今言われて、そのとおりだと思うんですけれども、そのようにやっぱり各課が動いてくれるということを私は、偉そうなことを言うんじゃないかもしれませんが、必要だと私は思っております。ですから、そういう意味においては、各課の担当の方々におかれては、さらにこのことをやっぱり重点を置いて行政を進めていただくということにも努力をぜひお願いしておきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○加藤市長　委員全くおっしゃるとおりです。

要するに、我々の事業の中で前向きに、要するにプラスの方向で進むというのは、商工観光と水産農林、これでどれだけ稼ぐかということ、稼ぐという言葉が行政で

ふさわしいかどうかは分からないんですけども、基本的には平たく言えばそういう話なんです。それがふるさと応援基金とかそういったものに反映してくると。それで、行政の商工なり水産なりがやっぱり機能をきちんと果たせば、やっぱりまちの商業あるいは飲食等々のこういったものも反映すると。

ですから、正直言って、この二つの部門が両輪になって尾鷲の発展のやっぱり先駆的なあれはあると思いますので、それはきちんと彼ら自身がもうしっかり分かっています。あとは令和4年度でどれぐらいの効果を出すかということは、私も一緒に考えていきたいと思っております。

○南委員長 他にございませんか。

○仲委員 まず総論からちょっと話したいんですけど、3月24日に行政常任委員会で、コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計画が示されて、その金額が、交付限度額が1億7,622万、一般財源をプラスして総額2億2,237万4,000ということで、全ての金額が今回の4年度の第1号補正に全部予算計上されているということで、一つ一つの中身については、やはり地域の活性化とか学校での感染症対策など、それぞれの目的を持った交付金の有効活用であるというふうに理解をしているところなんですけど、予算可決後、早い時期に執行される、このことが感染症対策になると。予算的に見て、2億2,000万が尾鷲の中で動くわけですね。これが一つの経済活性化対策、もう一つは感染症の対策が行われるということで、そこらについては、期限の、開始時期が決まっているところもあるんですけど、そこらは市長、どういうふうに、早い執行というところはどういうふうに考えていますか。

○加藤市長 おっしゃるように、なるべくこの件が可決していただきましたら、準備は早く進めていきたいと思っております。

ただ、一部ちょっと作業的に大変な作業もありますので、その辺のところは、さっき商工観光課長が説明した、そういうスケジュールをもってやらせていただきたいと思うんですけども、予算をいただきましたら早く執行するようなつもりで、一生懸命やっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○仲委員 要するに、臨時議会で予算を認めた、認める方向であるということは、やはり早い時期に動くということでお願ひしたいわけなんですけど、個々の話になるんですけど、一つ、質問をさせていただきたいと思うんですけど、13ページの水産振興費の委託料、地元水産物活用支援事業委託料金なんですけど、資料でいうと4

ページかな、学校給食の、これについては、給食の調理がしやすいよう加工して、納品してもらおうということで、前回と同様であれば、タイを加工してということでもありますけど、今回業務委託料にしたというのは僕は評価をしたいんですけど、納品の場合、調理をしていくわけなんですけど、当日の朝納入なのか、前日なのか、そこらの予定は考えておりますか。

○芝山水産農林課長　基本的に、冷凍できるものは冷凍で納めたいということで、少し前に納品できるような体制を取りたいと思っています。

○仲委員　冷凍であればそのようなことも可能ですけど、生ということであれば当日が一番ベストだと思うんですけど、本当は生のほうがおいしいと思うんですけど、そこらはどうなんですかね。

○芝山水産農林課長　今回、特に落ち込みが厳しいという養殖業者への支援ということをまず第一に考えておまして、前回の養殖マダイのみならず、養殖のブリ、場合によって養殖のマハタも出したいというふうに考えておまして、これらについては、一応事前に準備ができるものでございますので、そういうような形で、学校のほうも扱いやすい、調理しやすいような形で、現場のほうを優先した形で納めたいというふうに思っております。

それと、魚食普及という点では、天然のブリとかビンチョウマグロ、こういったものも、水揚げに応じてになりますけど、可能な限り提供していきたいと思っております。それについては、委員おっしゃるような、生での提供というような形になりますので、この辺りも現場のほうでどのようなタイミングで入れるのかがいいかということと、水揚げのタイミングを計らせていただきたいと思いますと思っております。

○仲委員　特に、保育園等も数が多いわけですけど、環境衛生的なものについては、現場の栄養士とか管理栄養士とか調理師に具体的な打合せをした上で納入をお願いしたいということだけ要望しておきます。

以上です。

○南委員長　他にございませんか。

○中里委員　資料の令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金なんですけれども、これは、1回目に報告をされたときに、市役所内に感染対策のためのプレートを置くという事業があったと思うんですけど、それはなぜなくなったんでしょうか。

○三鬼政策調整課長　今回お示ししております事業は大きく分けて四つの分類の目的がございます。

まず、当然ながら新型コロナウイルスの感染予防対策、あと新型コロナウイルスの影響を受けた市民への支援、3番目には事業者への支援ですね、あとは、新型コロナウイルスのウイズコロナ時代に向けて、事業を継続していくための、例えば、市役所を例えに取りますと、コロナ禍であっても安全に事業が推進できるような、いわゆる非接触のそういうものを使った会議を継続したり講演会をできるように、そういうところについても今回計上させていただいております。

一度、以前にお示ししたときには、幾つかの事業を踏まえてお示ししましたが、その後、庁内で、この四つの項目に合わせた、費用対効果というところとちょっと語弊があるかもしれませんが、どの事業を選択するかということにおいて協議を重ねた結果、今回お示した13の事業になったことを御理解いただきたいと思います。

○中里委員　　そういった庁内での今回そういう交付金が使われるための事業の項目を決めていく内容というのは、どういうふうに検討されておられるんですか。

○三鬼政策調整課長　　この事業におきましては、各担当が市民の皆様をはじめとする声を聞きながら、どのような事業が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業として最もふさわしいかという観点で、各課から事業を上げていただいております。それを踏まえて、今、委員から御質問がありました、一度上がったものがなぜ消えたのかということも含めて、再度精査をして、重ねた結果、今回一旦下げたものもございしますが、今後、例えばこの交付金事業が、次の交付金があったり、今後、例えば執行において追加するものがあれば次の事業として考えたい旨、出していただいたアイデアはそのまま継続して、いわゆる審議しておるところもございします。

○中里委員　　前回の行政常任のときにもちょっと課長に質問させていただいたんですけども、今後アンケートを取る予定は、市民の皆様にアンケートを取る方向は考えていないとおっしゃっていたんですけども、臨時交付金、コロナのための交付金が出たのが、第1回目が令和2年度だと思っておりますけれども、そこから2年たっておられて、なぜアンケートのほうは取られないのでしょうか。

○三鬼政策調整課長　　確かに市民の皆様の声聞くのは非常に大事なことで、それをアンケート方式でされるのか、例えば、直にいろんな関わりを持った、事業者の方と関わっている担当課の意見も踏まえてさせていただいている現状がございします。

また、そして、市民のお声を聞いていただいている議員の皆様の声も含めて、いろんな形で声を聞きながら事業に役立てていきたいと考えておりまして、アンケー

ト結果によって例えば事業を決めるという提案も一つあるのかもしれませんが、現時点では、何が必要なのかは、ある意味、限られた時間で事業を組み立てるという必要もございますので、現状としては、アンケートを実施しない形でさせていただいているのが現状でございます。

○中里委員　先ほども言いましたけど、やっぱり2年ほどたっておられて、やっぱり今後もこういった臨時交付金というのはあるかとは思っているので、ぜひもっと地域全体でこういったお金って使っていくべきだと思うので、ちょっと本当に、個人的に見せていただくと少し偏ったところの支援になってしまっておるんじゃないかなという感想があるので、ぜひ地域全体で決めていけるような形をつくっていただけたらと思います。

○加藤市長　確かにアンケート調査ということも一つの手法としてあるやもしれません。ですから、今回の場合についても、要するに、地方臨時交付金の決定額が1億7,000万ぐらいというのはもう喫緊で来たわけなんですね。その中で、要するに、アンケート調査というよりも、やはり我々としても、担当課では一応いろんな窓口でどういうことにこの資金を使ったらいいかということもありますし、もちろん議員の方々からの御意見も拝聴したりしながら、今回まとめ上げたのが、要するに2億2,200万の予算をつけさせていただいてやろうとしていますので、十分やっぱり市はそれぞれ担当課が常に常に関係の人たちと色々な話はしていますから、それを持ち上がったのが、持ち上がって、今回この13項目について案として上げさせていただいておりますので。

ただ、私たちもアンケート調査が先ほど手法としていい、一つの手法としてあるでしょうって言いましたけれども、この件でアンケート調査をするというのは、逆に言うたら、私、混乱するんじゃないかなと。ましてや、限られた予算なんですよ。1億7,600万という限られた予算の中で、皆さん方からアンケートをいただいた中で、私は正直言って、時間もかなりかかってしまうし、これもやっぱり早急にやっていかなきゃならない話ですし、さっき仲委員がおっしゃっていましたように、やっぱり予算がついたらすぐにやっていかなきゃならない。その前の時間というものがかかなり変わるし、そうした場合に、どこで1億7,600万をベースにして組み立てていったらいいのかというのは、これ、大変な状況であります。

だから、私は、1億7,600万の中で、各課でいろいろとヒアリングを、各課でそれぞれの関係者とヒアリングをしながら、どういう問題が今回コロナの臨時交付金の対象メニューになるかということを一生涯懸命彼らはやっています。商工を筆

頭に、水産農林を筆頭に。それが、要するに積み上がったのが、私はこの13項目であると認識しております。

○中里委員　市長や執行部の皆様の言葉も分かるんですけども、やはり私としては、もっと地域の皆様の声を、市民の皆様のアンケートを取っていただいた上で、それを基礎にして考えていただきたいなという思いは強くあります。お願いします。

○加藤市長　市民の皆様の声は聞いております。それぞれの担当部なり、私も聞いております。聞いておりますけれども、それを手法としてアンケート調査をやるかどうかということについては、私としては今は考えてはいないということでございます。

○南委員長　よろしいですか。

○中村委員　市長や議員や各課が個人的に聞くのはエビデンスではありません。この事業は、P D C A、必ず毎年それがどのような成果が上がったのかを検証して、次に続けていくことが大事なのです。仲委員もおっしゃっていたように、エビデンスに基づく、立案、実行というのがすごく大事ですし、これにおけるP D C Aができていのかという問題点として、質疑の中で前回のプレミアムの商品券の消費率が65%でしたか。すみません、もう一度。

○森本商工観光課長　20%のプレミアム付商品券の執行率でございますが、1万1,139人で約65%の購入でございました。

○中村委員　これ、65%というのは、人口約1万7,600人ですか、その中の1万1,000人しかこの恩恵にあずからなかったということ、今回、もし、プレミアム商品券、もう一度同じように出されて、少し率が上がったとしても、1万円を、現金を持っていかな商品券を買えない人というのが35%ぐらい現にいたということ、この数字が示しているわけですね。ですから、本来、コロナ支援金に関しては、一番経済効果のある1万円をそのまま市民に、ほかの市町も配っていますよね、まず。

そして、ほかのこの13項目ですか、必要なのは非常によく分かります、市長が言われているみたいに。せやけど、それは、それこそふるさと応援基金であり、財調を切り崩してもいいし、必要なお金は必要に使えばいいんですよ。どうしてコロナ支援金をどうしても無理にこじつけたとしか思えないような予算を上げてきて、市民に個人的に話を聞きましたじゃなくて、ちゃんとエビデンスとして数値として上がって、何%の人がこれに対してどういう恩恵を受けてどういう経済効果があったかというのをちゃんと示していただきたいと思うんですけど、どうですか、市長。

○加藤市長　確かに、前回65%、2,000円のプレミアムをつけて、65%、非常に低い数字でした。これは一応、課内でも、私もいろいろヒアリングをしながら、どういう、何でこれだったのかということも一応検証しました。

結果的に、1万円の、要するに、皆さん方に、全員にお配りした、それと同時に20%という、その何にしるですね、やっぱり20%のプレミアム率がこれでよかったのかどうか、私たちは当時は1万円もあれするんだからプレミアムは20%ぐらいじゃないとうまくやっぱり、交付金の限度額というのがありますから、やっぱり財政調整基金を私は常に見ながら一般財源をどれだけ使うかということを考えています。そういう形の中で、今回30%のプレミアムにしたということは、要するに、多少なりとも上げるつもりで、我々は今度もPRをしていきたいと思っております。

それで、1万円の商品券なり現金なりを配るということについては、一方では、今回のコロナウイルスの地方創生臨時交付金は、一番大きなウエートとしては、要するに地域経済の活性化ということが大きくうたわれているんですよ。もちろん、当然コロナに対する大変だった人、それをフォローするとかなんとかというのはあるんですけど、大きなあれとして、やはり1万円を配ったら、1億7,000万円の私は消費マーケットだと思っています。2万円にすれば3億4,000万なんです。それに6,000万つけたら、4億何千万の要するに消費拡大が得られるであろうということで、前回6億9,000万かなんか、前々回ですか、50%になる。それでも非常に経済効果があって、要するに事業の下支えをしたという結果は出ております。

そういった形の中で、なるべく多くの方に買っていただいて、それを、商品券ですから、使わなきゃもう後、紙切れになってしまうのですから、それをきちんと使っていただくための宣伝効果もきちんとやりたいし、これは、市民の皆さんへの3,000円の還元、そして発行を1人2万円にすることによって、それだけ買っていただいたら、1人6,000円の還元と同時に、2万6,000円の消費効果が当然生まれてくると、そういうことで今回30%に。

それで、ほかの市町云々というのは、これ、この前も申し上げましたけれども、ほかの市町についても、非常にそれは私としては羨ましい限りです。それだけの財政調整基金が潤っているわけなんです。だから、我々としては、財政調整基金というのはまず第一歩なんです。これと調整しながら、一般財源をどれだけ使うか。だから、今回1億7,600万に対して2億2,200万、一般財源として4,600

方を提案したという話でございますので、その辺のところを十分。

それで、エビデンスの話なんですけど、エビデンスというのは根拠です。我々は根拠を基にして、こういう数字を出したわけだ。それで、ただ、コロナはコロナとしてのものがあるわけです。何かやっぱり市民の皆さんの要望とかなんとかというのはやはり、少しではありますけれども、令和4年度の当初予算の中で、少しなりともやっぱり市民の皆さんが喜んでいただけるような、そういう事業をやっていながら、予算をつけさせていただいたという事実もございます。これは全て市民の皆さんからの声を吸い上げた中での当初予算なんです。ですから、その辺のところを十分御理解いただきたいと思っております。

○下村副市長 昨年末、年始にかけて子育て世帯、それと今年になってから非課税世帯にもキャッシュが配られておるといこともございますので、やはりここは地域経済のほうを立て直すという意味で、私どもとしてもプレミアム率30%ということで、プレミアム付商品券につきましては従前からやっております、市で単独でやるとなると20%が限度ということもありましたが、今回はコロナのことがあったということで、こういう交付金もあるということで、50%、30%というふうにさせていただいたものでありますし、これを活用していただけるよう、私どもも少しでも購入率が上がるような努力をさせていただきたいと思っております。

○中村委員 これ、前回どおりもしやったら、これ、実質の市民に配布される分って6,000万、7,000万ぐらいになってしまいますよね。65%、70%行くんかどうかがよう分からへんのですけれども、これ、プレミアム商品券の購入率の低さは、市民に均等に交付金が還元されていないという事実を如実に示しているんですよ。だから、エビデンスに基づいた、ちゃんと吸い上げているとおっしゃっていますけれども、交付金が1億80万円かな、というのを予算としてみんなに配るといところが、これ、率が悪くなればどんどん少なくなっていくわけですよ。でも、例えば、現金1万円ない人に商品券を配ったら、それは必ず期日中に消費してくれるわけですよ。ということは、交付金に対する公平性というのがやっぱり一番大事。

2番目には、必要などころには必要なものを持ってって、大型予算で、実質には、自分のところはちょっとですって言っても、必ず基金を切り崩していく必要があるんですよ。それから、お金がないお金がないって言って、必要などころに使うということに関しては全くええと思うんですけれども、大型予算のために、子ども・子育てや給食や、そして市場に対する助成金なんかをもっと違う形でちゃんと出すべ

きやと思うんですよ。

それから、今回、エビデンスに基づいておっしゃいましたが、決してエビデンスに基づいていないと思いますので、もう一度、去年の実績を踏まえて考えていただきたいと思います。

○加藤市長　　まずやっぱり事業が停滞しているということはまちの停滞、これが一番大きなことなんです。だから、要するに、国のほうとしては、地方創生、今回の臨時交付金についても、要するに地域経済の活性化ということもかなり重きを置いていると。それで、ほかにも、三つや四つの項目をあれしているんですけど、そういう話もあるわけなんですよ。

だから、当然のことながら、子育て云々等々については別予算の当初予算のほうでもきちんとやっていますし、今回については、臨時交付金については、我々はこの13項目については、ここに記載したとおり、やはり今尾鷲市としてやっていかなきゃならない、交付金をもとにしてやっていかなきゃならないということもあるねということで、これを活用させていただいたと思っております。

さっきの1万円というのは、だから、経済効果ということも考えて、1万円が1万7,000人の方に配ったら、マーケットは1億7,000万なんですよ。それで、2万円ずつやろうって言っているんです。そうしたら3億4,000万なんです、倍なんです。それをあなたは70%とかどうのこうの言っているけど、それだって2億何千万あるわけなんです。我々は、だから、65%の、要するに、率からして、それを少しでも上げていって、私は、20%から30%に上げたことで結構やっぱり皆さん、購入していただいて、それがやはり毎日毎日の最寄り品の買物の足しになるという認識を持っていますので、今回1万円だけじゃなしに、1人2万円を限度として購入していただくという、そういう経済効果も非常にあると思いますので。

○中村委員　　それでは、1番の庁舎内の空調の件なんですけれども、これ、倉庫などを兼ねた部屋ってどういう意味ですか。

○竹平総務課長　　今回、感染拡大防止の観点から、今使用していない部屋、昔の旧木のまち推進課であったところの部屋を、そこに物とかも置いてあるんですが、そこを活用して、ウェブ会議等ができる部屋を用意したいというものでございます。

○中村委員　　用意した、過去形ですか。したい。

○竹平総務課長　　現在、既に会議ができるような状態に今整えております。

○中村委員　　ということは、倉庫を兼ねていないんですよ。

○竹平総務課長　　今現在、部屋に仕切りを一つ設けて、一つ部屋があるんですけども、前の木のまち推進課を御存じであれば分かるんですが、そこには今まだ一部物とかも置いてありますが、きちんと会議ができるような形の体制は取っております。

○南委員長　　他にございませんか。

○西川委員　　質疑をさせてもらって、ちょっと納得いかないところがあるので。資料の17ページの多目的スポーツフィールド整備事業、1億2,100万円、これ、さっき質疑でも述べたんですけど、これ、正式な契約書がない限り、これ、事業を進めてもいいんですか。もし、事業を進めているときに、中電の株主さんがメガソーラーを造りたいから野球場を撤去してくれとかになったら、無駄なお金になりませんか。

○三鬼政策調整課長　　おわせS E Aモデル協議会を組織している中部電力とは、もう長年来、お話を進めてきており、元来、スポーツ振興ゾーンという概念はS E Aモデル構想創出当時からございましたし、現時点での場所になってからも、いわゆるこの構想を進めるために詳細にわたっていろんなことを積み重ねながら、了解を得て進めております。

ですので、確かに今回都市計画審議会において変更が認められましたし、それを前提に進めていく上では、例えば、正式契約になる前には、覚書に始まって、詳細なことを進めていくというのが株式会社である中部電力のスタンスでもございますので、そこは委員おっしゃられるような途中で何かがあって達成できないようなことは一切ないような形で、中部電力とも確認しながら進めておりますので、私たちは必ず進められるものという確信を得ております。

○西川委員　　僕はちょっと情報開示を取ってみました。そういう覚書なり契約書なりがあるのかということは、ないって言って、協定書だけしかありませんでしたけど。そんなので本当に大型事業を進めて大丈夫なんですか。もう順序がちょっとおかしいと思うんですけど、先に契約も、今のところだけでも、契約、取っておいたほうが僕はいいと思いますけど。

○三鬼政策調整課長　　現野球場も中部電力と協定を結んで貸借させていただいておりますし、それに倣って、今回もスポーツ振興ゾーンは、覚書に始まり、契約を締結するというところで、定期的には中電とも話を進めておりますので、委員が御心配のことにはならないように着実に進めたいと思っています。

○西川委員　　そのところ、大事なところですので、またそういうのができたら、

契約書とかできたらまた教えてください、情報開示します。

○三鬼政策調整課長 進捗については、議会にその都度、御報告申し上げます。

○南委員長 他にございませんか。

○中村委員 尾鷲市と中部電力株式会社との間には、用地の有効活用について、エネルギーの地産地消、文化、観光、産業、商工業の振興、市民サービスの向上及び地域社会の活性化について協議し、検討するという協議書はありますよね。でも、その中に、土地の無償、賃貸借の項目も全くありませんし、用地の覚書もあるんですか。今取っておられますか。

○三鬼政策調整課長 今、中村委員がおっしゃられたのは、S E Aモデル協議会を設立する前提となった中部電力と尾鷲市が2018年5月に締結されたものだと思います。そのときには、おわせS E Aモデル構想をなし得るために、先ほど委員おっしゃられましたエネルギーの地産地消の有効活用に関することから始まり、市民サービスの向上、地域社会の活性化に関するところ、こういうところを主眼とした当時の協定書はございます。

今、御質問のスポーツ振興ゾーンをはじめとする土地の賃貸借を前提とした協定は、現段階でのステージでございますので、覚書の締結も含めて、中部電力とも今具体的な段階に入っておりますので、漏れなくそういう形で進めて、事業を確実に進めたいと思っておりますので、現時点では覚書はございませんが、近々そのような形で協議を進めていく予定でございます。

○中村委員 ということは、契約書及び覚書かも分からないんですけど、それを三重県に事業認可に当たって提出する必要がありますよね。ないんですか。

○三鬼政策調整課長 今回、国への申請、県への届出も含めて、特にその、いわゆる協定書に基づいて締結しているかというところは必須項目ではございません。

○中村委員 ということは、避難経路や避難計画書も必要ないんですか。

○三鬼政策調整課長 確かに都市計画審議会の審議におきましては、そのようなことも含めて議論の対象にはなっておりますが、今、現時点では、都市計画区域の変更に基づく事業認可の段階でございますので、今後どのようなことをしていくかは、安全対策を第一にという都市計画審議会の答申に基づいて次年度以降進めていく、早期に進めていく予定でございます。

○中村委員 それと、なぜ基本計画のときに地質調査と液状化の調査をされなかったのか、理由を教えてください。

○三鬼政策調整課長 先日、3月24日に御説明申し上げました多目的スポーツ

フィールドの基本計画策定業務、これにつきましては、基本的にはこの地で、いわゆる都市計画審議会における都市計画区域の変更を踏まえた事業を、都市公園整備を行いたいという基本的な計画をつくることに主眼を置いてございますので、そういう項目は次の段階の令和4年度に実施をお願い申し上げます。今回の1億2,100万円の予算内で対応していくことを前提として進めておりますことを御理解ください。

○中村委員　都市計画の変更に当たって、築山とか確認の要る構造物をたくさん基本計画に上げられていて、それについて地質調査をしないという判断というのはあり得ないと思うんですけれども、何を根拠に地質調査をせずに築山及び野球場も、これ、確認申請、要りますよね、フェンスについても。これ、なぜそれをされたんですか。

○三鬼政策調整課長　繰り返しますが、3月24日、私、御説明させていただいたとおり、今後、検討課題も含めて、基本計画でしなければいけないことは全て課題として洗い出しておりますし、それが、委員おっしゃるように、既に終わっていないとおかしいのではないかとこのところには私たちは当たらないと思っておりますし、今後、いわゆる事業を進めていく段階で、物事には順序がございますので、一つ一つ進めさせていただきたいと思っております。

○中村委員　一つ一つ進めていっていただきたいんですよ。

これ、詳細設計と地質調査は別個に出すべきものなんです。そして、詳細設計のときに、地質調査を、一緒に液状化をして、これ、予算を立てられていて、予算も、基づいて、1億2,100万って出されているというんですけれども、全くこれ、建設費、変わってくるんですよ。変わってきたときに、設計費も変わってきますし、地質調査がまずあって、その上に何を載せるかによって工法が全て変わってきますので、これ、どうして16億のお金が出たんですか。これ、出ないですよ。何をもって出されましたか。

○三鬼政策調整課長　再度の御説明になりますが、3月24日に御説明申しあげました基本計画において、今まで私たちがこの計画を進めるに当たって準備してきた資料、委託内容、それも含めて、現状、いわゆる中部電力跡地の、いわゆる地下埋設物も含めたいろんな現状も踏まえて、現時点で基本計画として示すべきことを全て示していただいておりますので、それを基に、概算工事費として、先日御説明申しあげました16億5,000万円の、基本計画の5-1ページにございますけど、それを導き出させていただきました。

確かに、今後いろんなことを、令和4年度でお願いしております測量、設計において、新たな例えば考え方であるとか新たな項目が分かりましたら、金額の変更も含めて、御議論いただくことになるかとは思いますが、現時点で考えられることは基本計画の中に書かれていることが全てでございます。

- 中村委員　なぜ今この補正を出されたんですか。全く意味ないですよ。中身が決まっていなくて、地質調査が終わっていなくて、おまけに築山は避難所として認めない、違うものを造るって、これ、全く設計が変わってきているんですよ。それなのに、1億2,100万でこれを出して、がらがら変えるんやったら後でいいじゃないですか。どうしてこれを今日出されるんですか。全く意味分らないです。
- 三鬼政策調整課長　今回補正予算を出させていただいた主な目的は、今年、都市計画審議会でもいただいた意見を基に、今後、都市公園整備事業を進めさせていただく中で、先日お示しした基本計画に基づいて事業を進めさせていただきたい、事業認可、認可申請も行っている段階ですので、国の社会資本整備総合交付金という交付金を活用しながら事業を進めるに当たっては、5市町の協力も得ながら、知事、中部地方整備局、国交省も、いろんな御支援をいただきながら進めておる事業でございますので、それを、広域ごみ処理施設に関連することもございますけど、進めさせていただくには、このタイミングで補正予算を出させていただいて、事業執行に速やかに移したいというタイミングですので、それは十分御理解いただけるのではないかと考えて出させていただきました。
- 中村委員　広域ごみ施設の予定地の決定もまだされていませんよね。予定地の決定もしていないのに、広域がどうのこうのじゃないでしょう。私たちは、この議会は、尾鷲市民の負託を受けて、尾鷲市民の安全と安心と、そして、一番どうしたら公費、安くなるかを考えるのが議会じゃないですか。それを、他市町が、広域が、そうじゃないでしょう。それを、広域の予定があるから、今、今日ここでこの予算を認めてください、中身はがらがらぼんで全く変わって、何にも、ただ予算計上して、中身はありません、めくら判を押してくれということじゃないですか。
- 三鬼政策調整課長　今、委員が言われた内容は、確かに個人の見解としては非常に、私たちは何も言うことは特にございませんが、私たちは事実に基づいていろんなことをさせていただきながら進めております。ですので、事実として、広域ごみ処理施設の計画にも関連しているのも事実でございますし、確かに5市町連携のスポーツ振興ゾーン、親子3世代の憩いの場の創出としてこれを進めてきたことも事実でございます。ですので、この地域が今後、いわゆる集客交流人口の拡大とか、

地域活性化をこの地域全体でやっていこうという上では、非常に大事な事業として捉えております。

何も広域ごみ処理施設の跡地だから早くしなければいけないとか、そういう議論だけで進めていないことは、委員自身も分かっていると思いますので、それも含めて、私たちは、今この時期に、補正予算を出させていただいた時期は、スケジュールもありますけど、いろんな関係各位の御支援もいただきながらこの事業を進める意義があると思ってさせていただいておりますので、ぜひぜひ御理解ください。

○下村副市長　　広域ごみ処理施設の建設予定地は、令和2年10月に現野球場を候補地とするということは既に決まっておりますし、令和2年からこのスケジュールどおり、このスケジュールはずっと議会のほうにも説明させていただいておりますので、御理解のほどよろしくお願いします。

○南委員長　　よろしいですか。

○内山副委員長　　二、三点だけお伺いしたいんですけども、コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金の中の4番目、水産農林課の地元木材の活用なんですけれども、尾鷲ヒノキを取り扱っているというのですか、販売しているところというのは尾鷲の中で何軒ぐらいあるんですか、活用できる業者。

○芝山水産農林課長　　今回のこれ、予算をお認めいただきましたら、多分入札という形を取らせていただきたいんですけども、まずは業者登録、そういう木工というところで登録をされている業者さんのほうにお話をさせていただいたりとか、また、この趣旨におきましては広くそういう業界の皆さん方に周知する必要があると思いますので、またそういうところをピックアップして回らせていただきたいというふうにも思っています。

○内山副委員長　　じゃ、今の時点では何軒ぐらいあるかとかというのはまだ分かっていないんですね。

○芝山水産農林課長　　今、軒数としては、すみません、今私、ちょっと資料を今手元に持っていませんので、ごめんなさい、後でまたお届けさせていただきたいと思います。

○内山副委員長　　じゃ、2番目に、これ、単純なことなんですけれども、10番目、中学校の体育館なんですけれども、今回のこの予算に関して、一般財源から4,615万4,000円かな。大体ですみません。体育館のほうは3,489万3,000円なんですけれども、これ、コロナじゃなくても、中学校の体育館の施設にお

いては、すごく直してほしいという希望はあるんですけども、これ、コロナじゃなくてもしなくてははいけない、したほうがよいということで、一般財源で4,600万円、簡単に一般財源から出せる金額じゃないのかなと思ったので、なぜこういうふうに組み込まれなければならなかったのかということだけちょっと理由を教えてくださいませんか。

○三鬼政策調整課長 政策調整課からお答え申し上げます。

各事業につきましては、先ほど四つ、今回の交付金の目的を申し上げましたが、それに該当する事業であるかどうかというところをまず精査させていただきました。金額の大小によって、例えば4,600万円の一般財源で負担するのであれば、ほかにもこれ以下の金額のところはたくさんございますので、それを該当に当てるか当てないかというところは、執行によって、確かに入札によって差額が出る時もありますし、今後、例えば何らかの影響によって十分に執行できないものもあるかもしれませんので、いわゆる今回は13の事業をコロナ交付金を充てる事業としてふさわしいと思い、まず御提案させていただいて、執行の中で、何か今後変更がございましたら、実績報告の中で修正はしていくのですが、今回、木製フローリングをこうやって変えるということは、コロナ対策を進めるという上で非常に重要な事業でございますので、今回これを外して一般財源で行えばよいじゃないかという議論ではなくて、コロナ事業であるからこそこの事業をさせていただきたいというふうに枠組みをさせていただきましたので、確かに4,600万円の一般財源から考えれば一般財源にしてもいいのじゃないかという御議論もあるかもしれませんが、今回はトータルで2億2,200万円のコロナ対策事業をさせていただきたいという思いから出させていただきましたので、御理解いただきますようお願いいたします。

○内山副委員長 ベストでなくベターという理解でしたいと思います。

もう一点だけ、今回のこれ、臨時でこれ、上がってきたんですけども、紀北町や熊野においては当初本予算のほうで上がってきていると思うんですね。なぜ尾鷲だけこの臨時にしなければならなかったのかというのをちょっと単純に教えていただきたいのですが。

○三鬼政策調整課長 確かに新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金事業は、複数回させていただいております。

この事業につきましては、どれを実行するのが、市民のため、事業者のため、感染予防のため、事業継続のためによいのかというところから、確かにできる事業とい

うのはそんなにバリエーションが多いわけではございませんので、どれをするかには、各担当も、以前同じようなものをすればよいという、例えば好評なものがあればそれをするという考え方もございますし、違った角度から考えなければいけないというお時間も必要ですので、特に今回申請につきましては、前回ですと、4月30日が前回の締切りだった、1年前の締切りだったんですが、今回もまた4月と思われるんですけど、特に締切りがまだ設定されていなく、令和4年度執行を前提としてございますので、速やかに執行に移すのがコロナ交付金の目的でございますので、ぎりぎりまで考えさせていただいて、速やかに執行できる3月31日のタイミングでさせていただきたいというのが本音でございます。

○内山副委員長　　また次年度、来年度かな、もう一度こういうようなコロナがあったときには、今までいつも遅いんですよ、尾鷲ね。次回はぜひ1番に決めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○中村委員　　すみません、ちょっと聞き忘れていて。

都市公園の設計の基本設計の中間報告で、築山の予算が4億5,000万と言われていたと思うんですけども、最終の報告書では1億7,600万というふうになっているんですけど、これはどういうことですか、教えていただけますか。

○内山建設課長　　1億7,600万、これ、直接工事費でございまして、これに経費等を加えさせていただきますとおよそ3億3,000万というふうになってきます。概算で4億5,000万、これ、液状化部分を含めての事業費で当初説明させていただきました。それで、専門家のほうでいろいろ積算等をしていただいた中で、3億3,000万という結果が出ております。

○中村委員　　液状化を入れて3億3,000万で、4億5,000万というのと大方1億違いますよ。それから、それがどういうことかってお伺いしているんですけど。

○内山建設課長　　4億5,000万も事例等を参考にさせていただいて、概算のほうで出させていただいた数字でございます。それで、今回は専門家のほうがいろんな資料に基づいて積算した結果でございますので、そういうふうに理解をよろしくお願いします。

○中村委員　　最後の16億というのは一緒に、そこが1億変わってきたということは、どこがどういうふうに組み直されたんですか。

○南委員長　　いやいや、今回は16億云々の予算審査じゃないものですから、控えていただきたいと思います。

○中村委員　　いやいや、それやないと、設計1億2,100万というのはこれを基にせな出えへんのですよ。

○南委員長　　いや、あくまでも、市長が、この前の委員会でも、築山については今回の調査から審議会の答申を尊重して省かせてもらうというようなこともありますし、当然、基本、調査をしたら変わってくると思うんですね、増えるか減るかは分かりませんが。そういったことぐらいはある程度は理解して審査に入ってもらわな、何から何まで、概算予算と本予算と違いますで、そこら辺は中村さん、よく建設業で御理解していると思うので、本当に理解していただきたいと思うんですけどね。

○中村委員　　理解しているから聞いているんですよ。

それで、いいです、それについては。一つ、築山は、1億7,600万はなくなるということで理解していいですね。

○南委員長　　じゃ、はっきり。

○三鬼政策調整課長　　確かに16億5,000万円の積み上げのときには、築山を一時避難所としての書きぶりで書いてございますので、その費用が計上されております。

今後、私たちは、1億2,100万円の予算を使わせていただきながら、新しく調査、測量、設計に当たります。その一つの方針としては、一時避難所としての築山を除いた形で事業認可申請、詳細は来年いろんな形で、高台への避難経路、そして安全を第一にどうすべきかというところを進めていくことのでございますので、現時点で築山整備工事の項目が全てなくなるのか、例えば一時避難所としての築山は除外しますが、例えば遊び場としての築山が求められるのかどうかということも含めて、来年、議会とも御相談しながら、いろんな形で議論をしていきたいと思っておりますので、そういう理解でよろしくお願いしたいと思っております。

○南委員長　　よろしく申し上げます。

これで当委員会に付託になりました7議案の審査は終了をいたしたいと思っております。

ここで、市長のほうから総合病院の体制についての報告がございます。すみません。ちょっと他は退席をお願いいたします。ありがとうございました、長時間にわたり。

市長、申し上げます。

○加藤市長　　委員の皆様におかれましては、議案審議などで大変お疲れのところでございますんですけど、少しお時間をいただきまして、今後の尾鷲総合病院の今

後の体制について報告させていただきたいと思っております。

まず、昨年の秋ぐらいから、院長である小藪先生、小藪院長が病気によりましてしばらく休養していること、これにつきましては、12月の定例会での行政常任委員会で報告させていただきましたんですけれども、その後、小藪先生には病状が好ましくないという、先日の3月28日に通院先の医師から、内容については、4月以降の勤務は、新年度4月以降の勤務は、週1回の外来診療のみしか行えないという診断書が下りまして、こういう状況でございます。これを28日に我々受け取りました。その診断書が提出されました。そのために、院長としての職務を継続して行うことができないと、行えなければどうしようかというような話の中で、三重大学のほうといろいろ相談させていただきました。

そういった中で、まず、相談相手の1人であります現在三重大学の産婦人科の池田教授からまず御推薦いただいて、あと、メンバーには三重大学の伊藤学長、それから現在の三重大学医学部附属病院の伊佐地院長、それから内科のほうの循環器・腎臓内科の土肥教授、そして消化器内科の中川教授……。

○南委員長　　ちょっと静かにせなあかんわ、人が説明しておるのに。

○加藤市長　　中川教授の御理解を得まして、この方々、5人の方々と我々ちょっと相談させていただきました。そういった中で、どうしても院長職というのはこれ、継続していかなきゃならないものですから、産婦人科の池田教授のほうから、今度、この前御報告させていただきました、産婦人科の日下先生が産婦人科部長として4月1日から御勤務いただくということを御報告させていただいたんですけれども、急遽、日下先生に院長代行として御就任いただけないかということで、先ほど申しましたように、池田教授の御推薦と、ほか4人の先生方も御理解いただいて、私どもとしましては、4月1日から院長代行として、産婦人科部長も兼ねまして、御就任していただこうと思っております。まず、これは、まずこのところで。

そして、先ほど産婦人科部長をはじめとして、学長、病院長等々5名の先生方には、まずはやっぱり尾鷲病院の医師の体制から、全てやっぱり運営体制もやっぱりちょっとぎくしゃくしておりますので、今後の尾鷲総合病院の在り方についてもいろいろと御助言していただきながら、今後の病院の運営に対して支援と協力をいただけるということを確認しました。これは具体的には、我々が津のほうに行って、先生方にいろいろ御相談しながら、いろいろ協議を重ねていくというようなこともしました。あるいは、先生方から病院のほうに御忠言をいただくというような、こういう状況でございます。

先ほど申しましたように、院長職は日下先生を院長代行といたしますが、ただ、内科の診療のほうがちよっとやっぱり、小藪先生、内科でございますので、フォロー体制をきちんとやっていかなきゃならないと。

そういった中で、まず、内科の中心である循環器の土肥教授が、まず仲介していただいたと。どういう仲介かといいますと、今この近辺に、この近辺というか三重県の南部に伊勢赤十字病院と、それから市立の伊勢総合病院、そして松阪市民病院、済生会の松阪総合病院、松阪中央総合病院、この大きな病院が尾鷲総合病院支援のための関連病院会議というのをこれから開催しようということを立ち上げていただいて、当分の間、支援体制を整えていただくことにまずなりました。これが大きな話です。

もう一つ、我々、大変困っていること、この前もちらっと申し上げましたんですけども、整形外科についてでございます。整形外科におきましては、三重大学の整形外科の医局人事がございまして、医局人事の都合によりまして、現在2名の常勤医師が1名になるということで、これ、大変なことなんです。当面は、常勤は2名つけられないけど1名で、非常勤を1名、毎日毎日外来診療に来ていただく、実質上は2名体制となるんですけども、常勤医が1名となるため、特に手術の問題とか救急への対応ということが非常に大きな影響になるということでございます。

そのために、三重大学の整形外科の教授のほうに何度も足を運びました。運んだんですけども、要するに、尾鷲総合病院では要するにその要望については述べないと。結果的に、その理由として、三重大学の医師という、整形外科の医師が、令和3年度中、今年の3月31日で11名の整形外科医が少なくなると。6名がもう退職して、いろんなどこかの病院に行くなり自分で開業するなり、そんなのであって6人が辞めちゃうと。5人がやっぱり研修に行くわけなのね。どこかヨーロッパへ行ったりアメリカへ行ったり、そういうことも含めて、研修で11名の人間が医学部に、整形外科にいなくなると。だから、尾鷲としては、常勤の2名だったところを1名で何とか辛抱してくれと、その代わり非常勤を1名増すと。

それは分かるんですけども、この後どうするのかと。しかし、これを急遽変えていくということではできませんし、このままでは先ほど申しましたように整形外科診療の救急患者を尾鷲総合病院で運べないケースも出てくるわけなんです、整形としての。そうすると、その場合には、まず、管外にあります紀南病院、そして松阪の3病院、済生会、中央病院、市民病院、それと伊勢赤十字、この五つのところへ搬送してくれるようまずは体制を取らなきゃならないということで、今きちんと

打合せをやっております。

そういったことで、まずは市民の皆さんに非常に大変御迷惑をかけるということになりますけれども、こういう事情なものですから、御理解いただきたいと思っております。

そして、もう一つ、ちょっと大きな話でございますけれども、このように、尾鷲総合病院の体制を維持していくためには、対策として、まず、我々としては、やっぱり組織の体制ということが絶対必要でございますので、現在の三重大大学の医学部の附属病院長である伊佐地先生が4月1日から尾鷲総合病院の名誉院長として御就任いただいて、もちろん非常勤でございますけれども、定期的に尾鷲総合病院にお越しいたきて、病院運営に対しての御助言とか、あるいはほかの病院との調整をやっていただく予定でございます。

そして、先ほど申しました循環器・腎臓内科の土肥教授、それから消化器内科の中川教授にも、一応形上は顧問として、実際上は尾鷲総合病院のアドバイザーとして、定期的に外来診療に来ていただく、それと同時に、まずやっぱり内科をきちんと取りまとめていく役をやっていただくということで、これ、御承諾いただきました。

このように、尾鷲総合病院の医師の体制が大変厳しい状況にある中で、三重大大学とか、他の病院、先ほど申しました伊勢、松阪の関係の病院、紀南病院も含めまして、多くの御協力や御支援をいただきましたことは大変感謝申し上げておるところでございますが、しかし、それにおんぶにだっこするということについては、やっぱり何とか尾鷲総合病院としても自助努力を我々は求められております。これは要するに、職員一同きちんとやっていかなきゃならないなと思っておりますけれども、今後につきましても、やはり特に整形の場合には三重大からいつも派遣していただいた分を、やはり自助努力でもって独自で医師の確保ということをやったり今後やっぱり積極的に努めていかなきゃならないなということで、今その覚悟で今後対応をやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと。

今、4月1日からの尾鷲総合病院の体制につきまして、今日、御報告させていただきました。以上でございます。

○南委員長　ありがとうございます。

市長から新年度からの病院体制は非常に厳しいという報告があったんですけれども、特に、この際ですので。

○濱中委員　厳しい中にも、いろんな方が関わってくれるという心強い話もあり

ましたので、その辺は大事にしたいし理解したいことかなと思ったんですけど、直接患者さんに関わるようなところで1点だけ確認をお願いしたいんですけども、整形の先生が1人と非常勤になるということで、診療時間のほうはそのままやっていただけるのか、変更はないのかってあたりが気になるんですけども、どうでしょうか。

○高浜総合病院総務課長 診療時間について、外来の受付時間は短縮させてもらいます。救急に関しましては、消防隊のほうから連絡を受けて、患者の症状によって受けられるかどうかは整形の常勤もしくは非常勤のドクターが判断して、もうそのままよそに行ってくれ、尾鷲総合病院へ運んでくれという判断になるかと思いません。

○濱中委員 短縮というのは、曜日ごとということなのか、1日の時間ということなのか、もう少し詳細をお願いしたいんですけど。

○高浜総合病院総務課長 以前ですと受付時間は11時までなのですが、10時までにさせていただきたいということになります。

○佐野総合病院事務長 患者さんのこと、市民の皆さん含めて、11時までということで、他課についてはやっておるんですが、今回、1名体制、それと非常勤の先生ということもありまして、当面は先ほど課長が申しましたとおり10時ということで、大変御迷惑かけるんですけども、御理解いただいて、よろしく御協力のほうをお願いいたします。

○南委員長 特に、整形、常勤1名体制になって、あとは取りあえず非常勤で日常を回していただくということなんですけれども、やはり利用される患者については、情報をしっかりと僕は周知していかなければいけないということで、ワンセグやとかで入るんですけども、やはり紀北町の方もかなり多いんですね。そういった意味では、やはり地元新聞等も遠い人にもやっぱり僕は情報開示すべきだと思うんですけど、市長、いかがですか。

○加藤市長 おっしゃるとおり、こういう情勢になったということは広くきちんとお知らせはしたいと思いますし、いろんなメディアあるいは我々の媒体でPRもきちんとやっていきながら、本当に浸透していくような形でやらせていただきますので。

今具体的にやっているような話、あるんでしょう。ちょっとそれ、報告しておいたら。

○高浜総合病院総務課長 現在のところ、診療科の窓口と再来機のところに貼り

紙等と、あとホームページのほうでは御案内はさせてもらっています。

○南委員長 お言葉を返すようですが、貼り紙ということは病院に来なあかんでしょう。その以前の話は僕はしておるもので、それだけはよろしく、しっかり対応していただくようよろしくお願いいたします。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 また病院のことについては、また恐らく常任委員会のほうで報告されることもあると思いますので、これで全てを終了いたします。執行部の御退席を……。

あっ、すみません。留保になっておりました議案、幼稚園条例の改正についての説明を求めたいと思います。

○森下教育総務課長 先ほど御質問のありました保育料と利用者負担額の変更について説明させていただきます。

保育料というふうに条例に明記することにつきましては、他市町でも変更なくしている市町もありまして、問題はないと考えております。

あと、利用者負担額、幼稚園の保護者の方と結んでいるものと整合性が取れていないかというような話なんですけれども、そちらのほうも園児の方の利用申込みの際に保育料というふうに書かせていただいて、保育料以外に給食費等は別途保護者の負担としてかかりますというような説明をさせていただいて、通知の中には給食費も含んだ額として、保護者の方には通知を出しているような状況になっております。

○南委員長 副委員長、よろしいですか。

○内山副委員長 事情を全部聞いて、私も理解しているんですよ。ただ、子ども・子育て支援法においては、まだまだ若い法律です、文言の扱いについては、市町でいろんな考え方があるとは思いますが、今回、改正に当たって、そういう実情があつてからの改正なので、一応私、お伺いしたんですけども、やはりその時点でしてくれたらもっと分かりやすかったのになつて思う気持ちは強いんですね。だから、保育料というのが本当に子ども・子育て支援新制度においてはすごく昔の保育料と利用者負担というのでこんがらがるところなんです、一番。だから、そこを明確にするために、条例のほうもそのときにすれば、もっときちんとしたことが、条例がきちんとされたのになつてという気持ちがすごく強いです。

○下村副市長 利用者負担額の受領というのが条例にもあるんです。この場合、

尾鷲の幼稚園ではないんですが、保育料とは別に特別利用教育を提供する場合にあっては、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額の支払いを受けるものとする。いわゆる保育園なら保育料と別個に延長保育料とかそういうのがある。幼稚園の場合は、先ほど言いました特別利用教育というのが、尾鷲の幼稚園にはないんですけど、そういったことがある場合は利用者負担額、いわゆる保育料では、保育料は保育料だけなんですけど、利用者負担額というのは保育料も含むものですので、そういう契約になるということでございます。

○濱中委員　私も1点、これ、確認なんですけれども、子ども・子育て支援新制度の大本である内閣府のほうの概要説明には、料金に関しては保育料というふうに書かれておまして、幼稚園のほうを説明する文部科学省のほうでも保育料とされておりまして、各自治体の例を見ますと、利用者負担（保育料）というような表記になっておるんです。今副市長が言われたところの利用料の中に入っておる保育料というふう理解するのかなというふうには思ったんですけども、もちろん新制度の過渡期にありますと、どういったものでこれを表現するのがいいのかというあたりの混在するような時期があるのかなというふうには思うんですけども、だから、どっちが間違いどっちが正しいではなくて、これは含まれてええのかなという理解なんですけど、その辺の理解でいかがですか、どうでしょうか。

○下村副市長　私もちょっと令和元年3回定例会の議案45号で、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ここで初めて先ほどの条例改正が行われたものがございます。

この中で、幼稚園における保育料、保育所における保育料というのがありまして、先ほど言いました利用者負担額の受領、利用者負担額というのがありまして、これは保育料とは別個で、そういう特別利用教育があった場合、保育料とは別個に利用者負担額というのが出てくるので、そういう契約を結ぶということで、尾鷲幼稚園の場合はたまたまこういう特別利用教育というのがなかったということで、保育園に関しましては、先ほど言いましたように、延長保育とかそういうのがあって、別個に加算されたということで、保育料とは別に利用者負担額というふう捉えております。

○南委員長　副委員長、最後をお願いします。

○内山副委員長　尾鷲の場合、今、副市長が言われたようにはないですよ。だけれども、実際に今、教育委員会のほうが言われたように、契約は結ぶんですよ、幼稚園の父兄の方と。だから、そういうふうに保育料って言うてもそのあれによっ

て違って来るんですよ。ただ、契約は結ばなければいけないということなんですよ、3歳児の無償をもらう分には。そうですね。無償化において、そうですね。

だから、やはりそこで大事なことは、もうそのときから実行されていたけれども、ただ、保育料という今までの流れの言葉の中で、そういう括弧した、本当に本当に文言の問題なんですよ。そこにやっぱり利用者負担額というのをきちんと入れておいたほうが、私は条例としてはいい、すべきなことだったのではないかと。今この時点で直すんだったら、そのときにも直せたのになということなんですよ、私は。

(発言する者あり)

○南委員長　　ちょっと静粛にお願いいたします。

条例は過去へ戻ることができません。だから、今回、別段違法性もないし、全く保育料については問題がないという執行部の見解でございますので、委員会としても今回の条例改正は適切であったと判断をいたしたいと思います、私は。

これで幼稚園条例の審査は終了いたします。

ここで3時20分まで休憩をいたします。

(休憩　午後　3時07分)

(再開　午後　3時20分)

○南委員長　　それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたしたいと思います。

先ほどの委員会審査において、中村レイ委員さんからめくら判というような発言があったように記憶していますので、十分気をつけていただきますよう、委員会として、差別用語でございますので、注意をさせていただきます。

それでは、委員会における付託議案の採決を行いたいと思います。よろしいですか。採決前の討論はよろしいですね、そうすると。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　それでは、付託議案の採決を行います。

議案第30号、尾鷲市市税条例等の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙　手　全　員)

○南委員長　　挙手全員であります。

次に、議案第31号、尾鷲市都市計画税条例の一部改正について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙　手　全　員)

○南委員長 挙手全員。

次に、議案第32号、尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員。

次に、議案第33号、尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部改正について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員であります。

次に、議案第34号の令和4年度尾鷲市一般会計補正予算(第1号)の議決について、中村レイ委員さんより、委員会条例に基づき修正案が提出をされておりますので、まずは提出者であります中村委員より修正案の御説明をお願いいたします。

○中村委員 それでは、議案34号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算書(第1号)の変更について説明させていただきます。

まず、歳入歳出を1億8,461万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億4,706万4,000円と変更する。

次に、歳入の変更箇所は、国庫補助金2億3,672万円を1億7,622万円に、基金繰入金5,945万4,000円を839万9,000円に、市債4,720万円をゼロ円にそれぞれ変更し、補正合計3億4,337万4,000円を1億8,461万9,000円にし、歳入総額101億581万9,000円を99億4,706万4,000円に変更する。

歳出の変更箇所は、第2款総務費、第1項総務管理費の補正額320万をゼロ円に減額、第4款衛生費、第5項上水道費の補正額3,562万2,000円をゼロ円に減額、第5款農林水産業費、第2項林業費の補正額200万をゼロ円に減額、第4項水産業費、補正額1,021万4,000円をゼロ円に減額、第6款商工費、第1項商工費の補正額1億2,682万を1億8,461万9,000円に増額、9款教育費、第3項中学校費の補正額3,489万3,000円をゼロ円に減額、第5項社会教育費、補正額962万5,000円をゼロ円に、第6項保健体育費、補正額1億2,100万円をゼロ円に減額し、補正合計を3億4,337万4,000円から1億8,461万9,000円に減額変更し、歳出総額の101億581万9,000円を99億4,706万4,000円に変更する。

第2表地方債補正の起債の目的、多目的スポーツフィールド整備事業の限度額4,

720万円をゼロ円に変更。

以上です。

○南委員長 先ほど、一般会計補正予算（第1号）の修正案が提出されましたけれども、ここで予算の数字の精査をする意味で暫時休憩をいたしたいと思います。

○濱中委員 今、修正の中に増額があるんですけども……。

○南委員長 それは後に質疑の中でしてもらったら。

○濱中委員 違う。これをするに当たって、これは自治法の長の予算提出の権限には触れないのかどうかだけ確認をお願いしたいんですけども、大丈夫ですか。

○三鬼議長 地方自治法97条の2項には、予算全体の増額等はこれで議決することを妨げないとなっておりますが、ただし、普通地方公共団体の長の予算の提出への権限を侵すことはできないってなっていますので、今回出されるときに一応いろいろ、一緒くたにじゃないんですけど、お話はさせていただきました。

今回、コロナ禍においてでも観光を増減させておる部分であるとかというのがありますので、どうなのですかということはしましたけど、本人が提出されたい意向がございましたので、大部分の部分で地方自治法の指導にはこういった減額というか、形の修正案については勧めてはおりませんが、議員の活動を100%止めるということできないので、そういった形でお受けさせていただいて、委員長のほうに説明させていただきましたので、このことをもって皆さん、質疑の折にそういったことも踏まえて、提出者に御質疑していただきたいと思います。

○小川委員 愛知県の名古屋市議会でも何年か前にこういった増額修正があったときに、逐条解説を見ますと、執行部とのすり合わせがあった場合にはいけるんじゃないかというようなことを聞いたんですけど、そんなことはないですか。

○三鬼議長 その以前にもこういった減額じゃなしにそういった形の修正案が出たことがありましたので、その旨も、こういったのがありましたけど、本来は執行部と話した中でというのは説明はしましたけど、100%駄目ということは言い難いところもありますので、その辺は御理解ください。

○仲委員 ざっと説明を聞いて見せてもらったら、3月24日に執行部から説明された地方創生臨時交付金の部分が全てと言っていいほどゼロになっておるということでありまして、3月24日の部分については、私たちは、ある程度私は了解したつもりでおったんですけど、今、議長から、これ、地方自治法97条2項の話だと思んですけど、長の予算の提出の権限を侵すことができないと、それを13項目をゼロにして、新たなどころに増というのは、これは明らかに執行権の侵害じゃ

ないんですかね、私はそう思いますけど。これを、修正予算を審議するに値しませんよ。どうですか。

議長は説明されて当事者が納得しなかったと思うんですけど、地方自治法97条の2項からいったら、これは全く、私の考えは執行権の侵害ですよ。これは修正として審議するに値しません。

○南委員長　　そういったことがあって、僕も議長と増額変更予算については当然執行権に関わってくる問題なので好ましくないということでお話しさせていただいたんですけども、ここで財政課長のほうの、今回の修正案についての財政課としての基本的な考え方を。大体分かっていますか、内容について。それじゃ、財政課としての、課長としての見解をお願いいたします。

○岩本財政課長　　先ほど来の委員会の中での話と重複すると思うんですけども、修正案については議会のほうは提出する権利があると思っております。その中で、減額というのは通常オーケーなんですけれども、増額する場合には市長の提案権を侵害しない範囲でというふうな解釈があって、そこら辺は議長会にも聞いていただいておりますと思うんですけども、なかなか曖昧な部分がありますので、判断はしにくいんですけども、そういう増額の予算を修正する場合には、やはり執行部のほうとすり合わせをした中でそれが可能なかどうかという判断をしていただいております。

○仲委員　　今の財政課長の言われるのはごもつともで、当然な考え方だと思いますけど、これまで本日常任委員会でこの予算について各款項目の審議をしたことは何だったんですかって話になりますよ。いろんな意見、出ていましたじゃないですか。そのときにこれは駄目ですよって全部の項目、言うていないですよ。その中で今回いきなりほぼ全ての項目をゼロにして、一方的な増額なんていうのは、とてもじゃないけど、これ、修正案の協議に入りませんよ。執行部と相談していないでしょう。私はそう思いますけど。

○南委員長　　仲委員さんから厳しい御指摘があったんですけども、一つの一例を述べさせてもらおうと、ごみ袋の有料化のときに、2年ぐらい経過して、やはりごみ袋は高いで、ちょっと減量もしてきたので、ちょっと下げようやないかという議員提案がありました。予算の減額についても、それすら、減額をするときすら、やはり執行部とすり合わせをして、減額の予算についても、その当時、執行部はやむを得んですねというようなことで、ごみ袋の減額については議員提案からして可決をした経緯がございます。

あくまでも、増額予算については、僕も執行権を侵す考え方だと、委員長としても思っております。

○仲委員　この修正案は不備ですね、私から言わすと。

というのは、4款衛生費の上水道費、これを補正でゼロにしています。ということは、水道事業のほうで繰入れがされておると。これは水道部の予算も変更しないと、宙に浮いていて、これ、水道部の予算、あれですよ、審議できませんよ、修正するのであれば。いかがですか。不備ですよ、これ。こんな不備の書類を受け取れませんよ。

○村田委員　これ、先ほどから聞いておりますけど、私も全くそのとおりで思うんですけども、これ、やっぱり提出者の中村さん、執行部となぜすり合わせをしなかったんですか。

○中村委員　昨日、これ、出てくるのが分かって、これ、見て、書いたの、昨日の11時ですよ。それで、執行部とのすり合わせって、私、これ、24日に説明を受けたときに、そのときもお金は配るべきやと言っていたし、それでその後も、普通、予算が出てきてから5日とかあるじゃないですか。それやったらもちろん相談に行くしあれやけど、昨日これ、議運が出て、それでそれからこれ、渡されて、それで、一所懸命、分からへんのに見て、今言われたみたいに、今、私も水道のほうが行かなあかんのが今分かりました。せやから、不備って言われたら、不備です。

だって、私、昨日11時半までかかったんですよ、これ、つくるのに。それで、今、予算の出し方自体が何で昨日で今日なんですか。本当に私、みんな、各課と話ししてみたいなと思ったんですよ。したいです、本当に。そうやけど、市長ともしたかったですよ。別に机ドンドンたたいてもらわんでもしたかったけど、昨日言うて、今日の朝も私、5時に起きて、これ、ずーっと、もちろん提出理由も書かなあかんし、書かなあかんじゃないですか。これ、書いて、それでやっとなコピーして、朝ここへ持ってきて、それこそ事務局にむちゃくちゃ大変な思いさせて、それで検算してもらったらやっぱり3か所も間違っていたんですよ、私の足し算引き算が。

そうやから、これ、こういうことを、確かにおっしゃるように、私の中では別に予算総額で国からの国庫補助金の枠の中で組み替えるのが提案としてそんなに悪いことやと思っていなかったから、だから、それが、あれが整っていない、これは整え、それ、当たり前。ごめんなさい。当たり前と言ったら悪いかもしれんけど、私も事務局にできるだけ負担をかけやんでおこうと思って本当に一所懸命やったんですよ。でも、今、仲委員が指摘されたように抜けていました。そうやから不備です、

認めます。

せやけど、こんなこと、やめていただきたいんですよ。もう本当に中せめて5日開いてくれたら、私、各課に回って話しします。

○村田委員　それはよく分かりますし、あなたが努力をされたということは理解をします。

でも、会期とかということになれば、これはやっぱり議会運営上の問題ですから、議会運営委員会、あるいは全員で諮るか、そして、執行部の事情もありますから、その辺のところも十分精査をして、今後、検討ができるのであれば、できるかできんか分かりませんが、できるのであれば、それはそれでやっぱり議長さんにそういった方向で検討していただくというのは結構なんですけれども、その事情は分かりますけれども、不備なこういう、明らかに水道のあれもやっておりませんから、もう不備ですから、不備なものを出してくるというのは私は問題がある、ここで不備だと指摘をされたらこれはもう取り下げのしかないんじゃないですか。

○中村委員　今回は不備ですので取り下げます、審議になりませんので。

ただ、次回から、どういう事情があれ、5日はいただきたいと思うんですよ。

○村田委員　これ、私は議長の立場じゃないですから言えませんけれども、5日という定義がどうなのかということは分かりませんが、今後、それなら、中村委員が議長にも申し出ていただいて、必要とあれば、議会改革の中で議会運営委員会で協議をしたりすることも、これはやぶさかではありませんから、こうやって出される、忙しいいろいろな事情も分かりますけれども、やっぱりその辺の手続はきちっと踏んでそれから出していただくのが私はベターじゃないかなと思いますけどね。

ですから、それは、議長、どうですか、この辺について。

○三鬼議長　3点ばかり。

まず1点は、私、議員の代表ということがありますので、議員の方々が臨もうとしておることにつきましては、その折にはいろいろ今話が出ておったことも含めてお話はさせていただいておるんですけど、できるだけかなえることはかなえてほしいということがありますので協力はさせていただきます。

ただ、日程的なものとか云々がありましたけど、今回大変申し訳なかったんですけど、事前に委員会、開いてくれってお願いして、議運と会議が1日ということになりましたもので、2日前に委員会を開いてくださいということを委員長にお願いして、皆さんに来てもうたもので、今日出ておる数字は何ら変わっていないという

ぐらい説明はしていただいていたのであれなんですけど、その辺が1点と、今、村田委員とお話しされておった議会の日程については、開催権は市長にありますけど、議会は招集権ですので、執行部から言うてきたのに合わせて招集をかけるわけですけど、できるだけ臨時会、定例会、1週間前に必ずしますけど、定例会におきましても、日程的に組める部分というか議案を精査できるというのは、議会運営委員会の皆さんと御議論させていただきまして、日程、組める限りは組ませていただきたいと思います。

(「是非は別にしてね、こういう検討は」と呼ぶ者あり)

○三鬼議長　それと、もう一点いいですか。

あと、新人の方、4人いるんですけど、議員の権限としてこういった修正案とかそういったのもできるわけなんですけど、97条の2項にありますように、やっぱり我々は二元代表制の中ではどちらかというと採決権が主であって、議案提出権は執行部ということがありますので、修正案、するに当たっても、先ほどいろいろ御指摘があった部分、ほかの委員から御指摘があった部分に十分考慮いただいて、修正案に値するかどうかということもお考えしていただいて、こういったことを考えてほしいなとお願いだけさせていただきます。

○濱中委員　今の議長が言ってくれた中にあるんですけども、今減額されている部分は本当に24日の行政常任委員会にほぼ項目が出ております。なので、担当との話の時間はあったと思うんですね。昨日出された議案だからではなくて、これが議案に出ようが出まいが、こういう案が出たときには、私らは直接担当にこれの思いを聞きに行きますよ。なので、日にちがなかったと言われることに関しては、今後こういった常任委員会があった後には、そのとき出てきたものを担当課に確認をしに行くということをやっていたらよいいのではないかなと思いますけれども。

○南委員長　今回出されました、会議規則100条の規定で出された中村レイ委員さんからの修正案は、地方自治法97条2項にも抵触するものと判断をいたしますし、また、今回、議案第34号と水道事業会計の36号との整合性がなく、数字的にもこの修正案は不備であると判断をいたすと同時に、中村レイ委員さんより、今回は取り下げるとのお話もございましたので、今回の修正案は、委員会として不成立であり、取下げするものと判断をいたします。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　異議なしの声がありましたので、今回の修正案は取下げといたします

す。よって、原案について採決をいたしたいと思います。

議案第34号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について、賛成の委員の挙手を求めます。

（挙 手）

○南委員長 挙手、可否同数であります。可否同数であります、4対4の。

可否同数でございますので、よって、会議規則17条により、委員長により可決するものと採決をいたさせていただきます。

次に、議案第35号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第18号）の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（挙 手 全 員）

○南委員長 挙手全員であります。

最後に、議案第36号、令和4年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○南委員長 挙手多数であります。挙手多数。よって、当委員会へ付託されました議案7件については委員会で可決すべきものと決定をいたしました。

委員長報告については、本日の内容はできる限り反映させていただきますので、いましばらく時間をいただきたいと思いますので、20分ぐらい時間をいただきたいと思いますので、取りあえず委員会は終了をいたします。

（午後3時45分 閉会）